



家庭裁判所における 家事事件及び人事訴訟事件の 概況及び実情等

1 家事事件の概況

1.1 家事事件全体の概況

家事事件¹のうち別表第一審判事件の新受件数は、前回とほぼ同様に、主として、相続放棄申述受理事件、後見等監督処分事件等の増加の影響で増加傾向にある。

別表第二事件については、新受件数は、調停事件を中心におおむね高止まり状態にある。審判事件の平均審理期間については、緩やかに長期化していたが、令和6年は短縮した。調停事件の平均審理期間については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和2年に大きく長期化し、以後は令和5年に若干短縮したものの、令和6年は横ばいとなっている。審理期間別の既済件数及び事件割合を見ると、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が若干増加している。令和4年にそれまでの平均審理期間の長期化傾向が一段落した要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れてきたことが考えられる。

一般調停事件については、新受件数がおおむね減少傾向にある中、平均審理期間については、令和3年までは長期化傾向にあったが、令和4年には減少に転じ、以後はおおむね横ばいとなっている。審理期間別の既済件数及び事件割合を見ると、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が若干減少している。令和3年までの傾向については、前回と同様、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少していることに加え、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響しているのではないかと考えられる。他方で、令和4年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れてきたことが考えられる。

終局区分別の既済件数及び事件割合については、前回から大きな変化は見られないものの、別表第二調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（16.7%）より1.4%増加して18.1%となっており、一般調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（15.7%）より1.1%増加して16.8%となっている。これは、前回指摘されているとおり、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によるものと思われる。

¹ 本報告書で取り上げる「家事事件」は、家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第一審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第二審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての調停事件（以下「別表第二調停事件」という。）及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件（以下「一般調停事件」という。）である。別表第二審判事件と別表第二調停事件を併せて「別表第二事件」という。

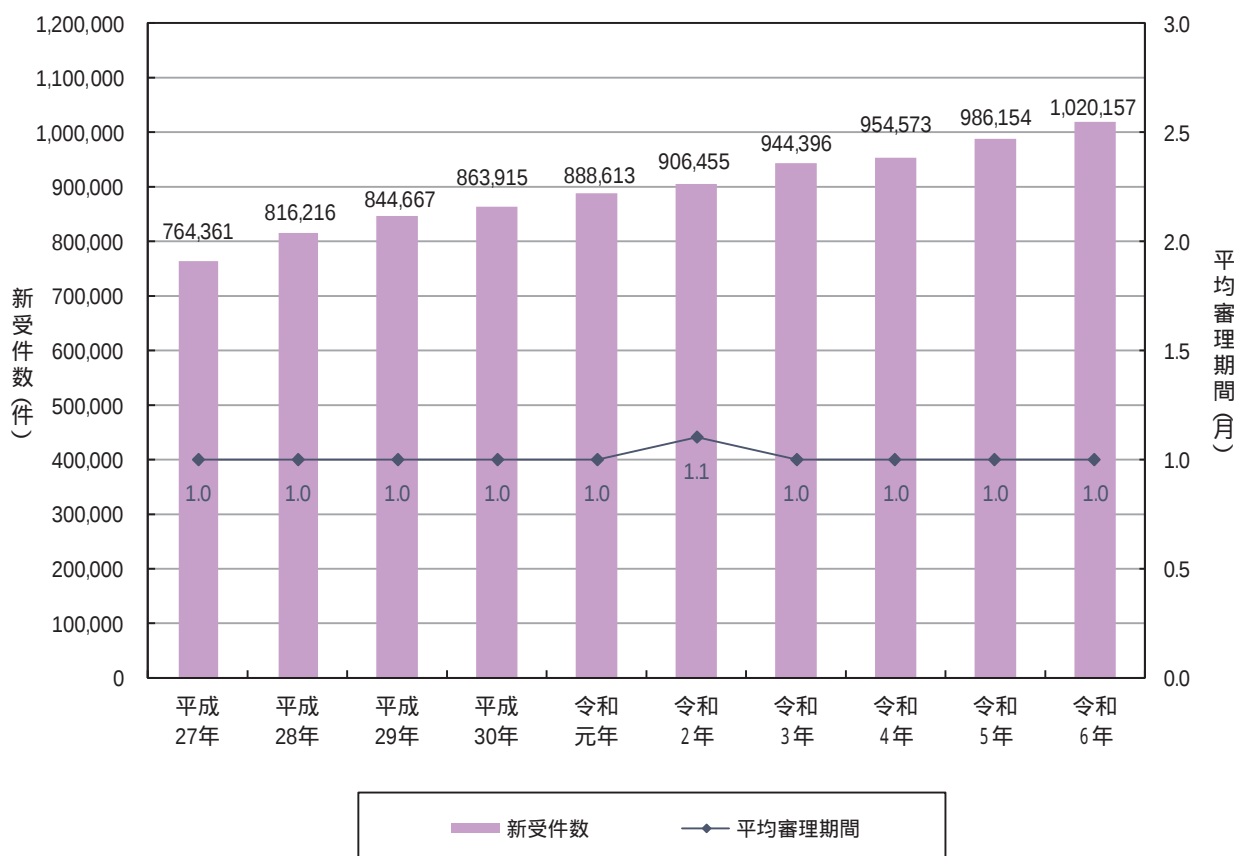
なお、本報告書で取り上げる事件には、家事審判法が適用された事件も含まれているが、便宜上、そうした事件も含めて、「別表第一審判事件」、「別表第二審判事件」又は「別表第二調停事件」という呼称を用いることとする。また、以下、本章において単に「調停」という場合には、家事調停を指すものとする。

○ 別表第一審判事件

別表第一審判事件の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、令和6年における既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりである。

令和6年の新受件数（102万0157件）は、前回（95万4573件）より6.9%増加しており、増加傾向は続いている。こうした増加傾向の主な要因は、相続放棄申述受理事件の新受件数が、前回の26万0497件から30万8753件に増加したことに加え、後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件を合計した新受件数が、前回の36万6654件から37万8162件に増加したことにより、これには、高齢化のほか、相続放棄申述受理事件については、法改正により令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されたこと等の影響もあると思われ、後見関係事件については、これまで指摘されているとおり、成年後見制度の利用者数が累積的に増加していること等が影響していると思われる（第9回報告書153頁、第10回報告書180頁参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（別表第一審判事件）



別表第一審判事件の既済件数は、家事事件全体の8割以上を占めており、その平均審理期間が1.0月と短期間である傾向に変化は見られない（第10回報告書180頁【表2】参照）。

【表2】 家事事件の既済件数及び平均審理期間

事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
既済件数	1,018,705	21,736	80,730	47,433
平均審理期間(月)	1.0	6.0	7.6	6.5

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、大半の事件が6月以内に終局しているという傾向に変化は見られない（第10回報告書181頁【表3】参照）。

【表3】 家事事件の審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
6月以内	1,010,058 99.2%	14,770 68.0%	44,888 55.6%	29,544 62.3%
6月超 1年以内	7,372 0.7%	4,829 22.2%	22,920 28.4%	12,465 26.3%
1年超 2年以内	1,080 0.1%	1,746 8.0%	10,942 13.6%	4,898 10.3%
2年を超える	195 0.02%	391 1.8%	1,980 2.5%	526 1.1%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表４】のとおりであり、認容で終局したものが 97.5%で、他の終局区分の割合が非常に少ないことは、前回と同様の傾向である（第 10 回報告書 181 頁【表４】参照）。

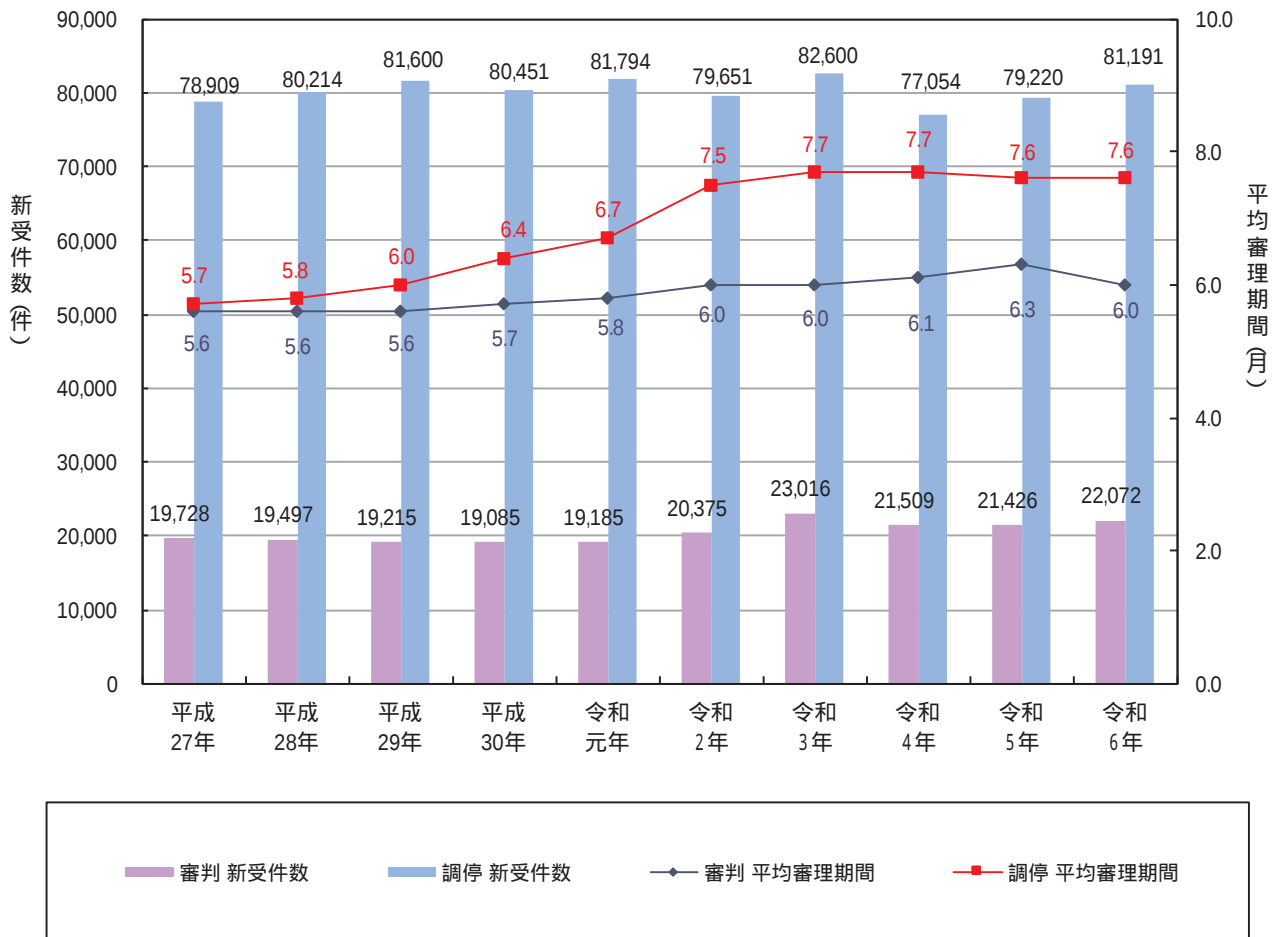
【表４】 家事事件の終局区分別の既済件数及び事件割合

	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件		別表第二 調停事件	一般調停事件
総数	1,018,705 100.0%	21,736 100.0%	総数	80,730 100.0%	47,433 100.0%
認容	993,475 97.5%	12,022 55.3%	成立	40,401 50.0%	18,212 38.4%
却下	2,471 0.2%	2,371 10.9%	不成立	11,812 14.6%	13,775 29.0%
取下げ	13,680 1.3%	2,851 13.1%	取下げ	13,886 17.2%	7,493 15.8%
それ以外	9,079 0.9%	4,492 20.7%	それ以外	14,631 18.1%	7,953 16.8%

○ 別表第二事件

令和 6 年における別表第二事件の既済件数及び平均審理期間は【表 2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図 5】のとおりである。

【図 5】 新受件数及び平均審理期間の推移 (別表第二事件)



調停事件の新受件数は、ここ 10 年間はおおむね 8 万件前後で推移し、令和 6 年は前回 (7 万 7054 件) より増加し 8 万 1191 件となったが、長期的にみて高止まり状態にある。審判事件の新受件数は、令和 2 年まで 2 万件前後で推移していたところ、令和 3 年 (2 万 3016 件) に増加したが、その後はおおむね高止まり状態にあり、令和 6 年は 2 万 2072 件であった。平均審理期間²について見ると、調停事件は、平成 27 年 (5.7 月) から令和元年 (6.7 月) にかけて増加傾向にあったが、令和 2 年に大幅に増加して 7.5 月となり、令和 3 年及び令和 4 年は 7.7 月、令和 5 年及び令和 6 年は 7.6 月であった³。令和 2 年の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われるところ、令和 4 年にそれまでの平均審理期間の長期化傾向が一段落し、

² 本項において、別表第二審判事件の審理期間とは、審判事件として係属した時 (審判事件として申立てがあった時、調停が不成立になって審判移行した時等) から審判事件として終局した時までを指す (調停事件についても同様である。)。この点、1.2.1 以降と異なる統計処理がされているので (後掲 1.2.1 【図 10】の注記参照)、注意されたい。

³ なお、未済事件の平均係属期間は、平成 26 年以降、5.6 月から 7.3 月の間で推移している (未済事件の平均係属期間の令和 5 年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況 (1) — 家事事件 —」法曹時報第 76 巻第 12 号 96 頁第 20 表参照)。

令和5年以降に若干短縮している要因としては、同感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第9回報告書196頁、198頁、第10回報告書223頁、224頁参照）の効果が現れてきたことが考えられる。一方、審判事件も、平成27年以降緩やかに長期化し、令和5年の平均審理期間は6.3月となったが、令和6年は減少して6.0月となった⁴。

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件の割合（審判事件で68.0%、調停事件で55.6%）は、審判事件では前回（67.2%）より0.8%増加し、調停事件では前回（55.4%）より0.2%増加している。また、審理期間が1年を超える事件の割合（審判事件で9.8%、調停事件で16.0%）は、審判事件では前回（10.3%）より0.5%減少し、調停事件では前回（16.4%）より0.4%減少している。（第10回報告書181頁【表3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりである。調停事件について、調停成立で終局した事件の割合（50.0%）は前回（50.6%）より減少し、調停不成立で終局した事件の割合（14.6%）は前回（14.8%）より若干減少し、取下げで終局した事件の割合（17.2%）は前回（17.9%）より減少している。他方、それ以外の事由で終局した事件の割合（18.1%）が前回（16.7%）より1.4%増加しているが、これが、主として調停に代わる審判で終局した事件の増加によると思われることは、前回までに指摘されているとおりである^{5 6}。（第8回報告書109頁【表4】、110頁、第9回報告書155頁【表4】、157頁、第10回報告書181頁【表4】、183頁参照）

⁴ なお、未済事件の平均係属期間は、平成26年に6.7月であったが、令和5年には6.4月となっている（未済事件の平均係属期間の令和5年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・86頁第9表参照）。

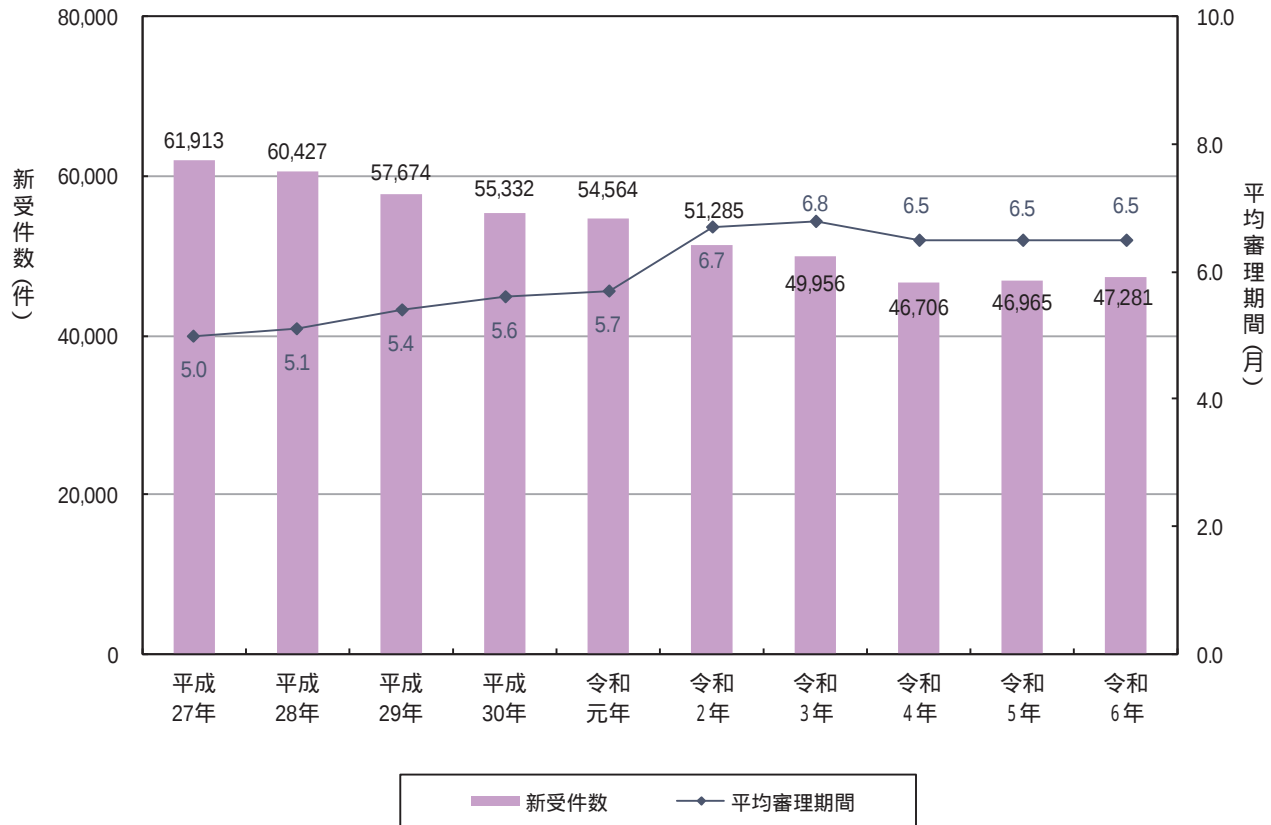
⁵ 令和5年の既済事件（別表第二調停事件）のうち、11.3%が調停に代わる審判により終局している（最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・92頁第14表参照）（令和3年は10.0%）（第10回報告書183頁脚注6参照）。

⁶ 審判事件で「それ以外」による終局が多いのは、審判事件として審理している中で合意形成がされ、事件が調停に付されて調停成立となり、審判事件が当然終了する場合が一定数あるためである。

○ 一般調停事件

令和 6 年における一般調停事件の既済件数及び平均審理期間は【表 2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図 6】のとおりである。

【図 6】 新受件数及び平均審理期間の推移(一般調停事件)



一般調停事件（その大部分を夫婦関係調整調停事件が占める⁷。）の新受件数は、平成 27 年以降、おおむね減少傾向が続いていたが、令和 5 年以降、緩やかな増加傾向に転じている。平均審理期間は、令和元年（5.7 月）まで緩やかに増加していたところ、令和 2 年に 6.7 月、令和 3 年に 6.8 月と大きく増加したが、令和 4 年に 6.5 月に減少し、以後横ばいとなっている。なお、未済事件の平均係属期間も、平成 26 年（4.2 月）から令和元年（4.7 月）まで緩やかに増加した後、令和 2 年（5.9 月）に大幅に増加し、令和 4 年及び令和 5 年は 5.7 月となっている⁸。

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 3】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合（62.3%）は前回（63.0%）より 0.7%減少しており、審理期間が 1 年を超える事件の割合（11.4%）は、前回（11.2%）より 0.2%増加している。（第 10 回報告書 181 頁【表 3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 4】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合（38.4%）は前回（39.3%）より減少した一方で、調停不成立で終局した事件の割合（29.0%）は前回（28.2%）より増加し、取下げで終局した事件の割合（15.8%）は前回（16.8%）より減少した。なお、そ

⁷ 夫婦関係調整調停事件の新受件数は、令和 5 年において 3 万 7 674 件、令和 6 年において 3 万 8 281 件である（なお、司法統計では、夫婦関係調整調停事件を「婚姻中の夫婦間の事件」と表記している。）。

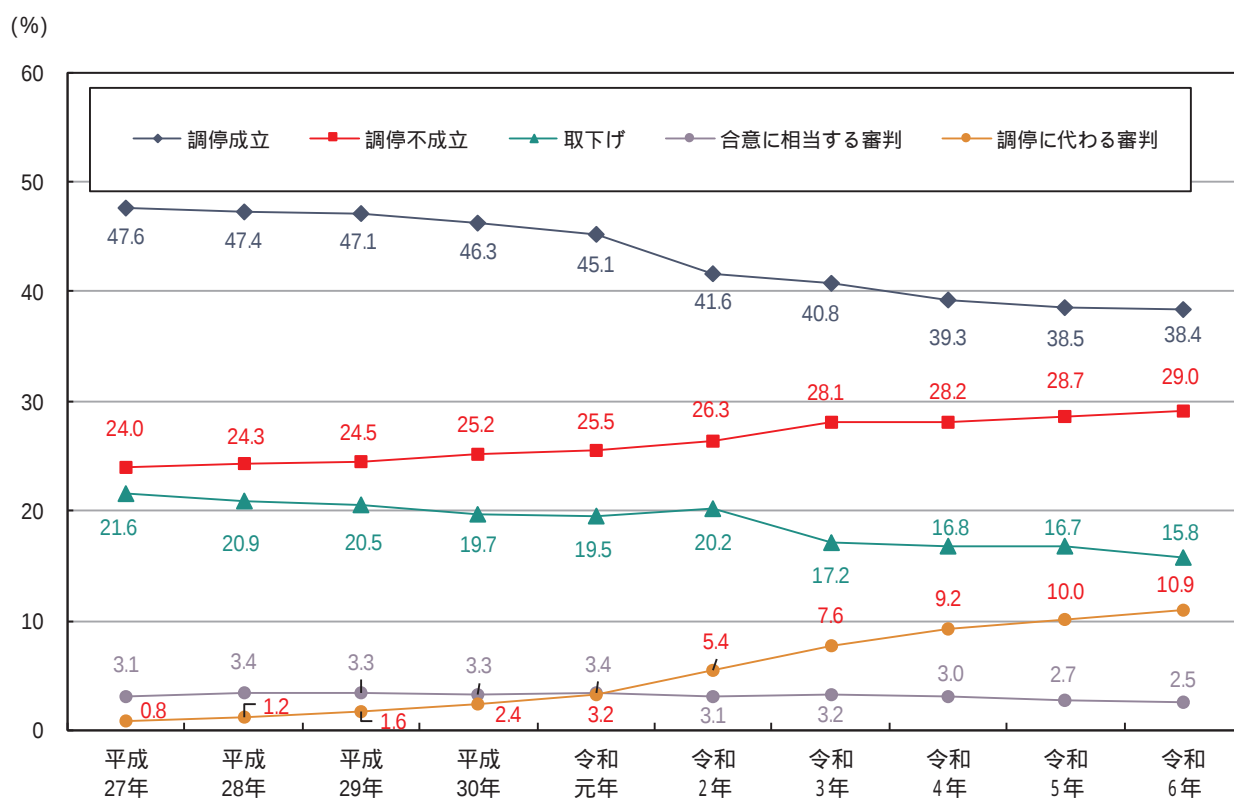
⁸ 未済事件の平均係属期間の令和 5 年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注 3・96 頁第 20 表参照

れ以外の事由で終局した事件の割合（16.8％）が前回（15.7％）より 1.1％増加しているが、これは、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によると思われる⁹。（第 10 回報告書 181 頁【表 4】参照）

一般調停事件の平均審理期間が令和元年まで緩やかな長期化傾向にあったことについては、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少していること（【図 7】参照）に加え、婚姻費用分担事件が増加傾向にあること（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響していると考えられることは、前回までと同様である。（第 9 回報告書 158 頁、第 10 回報告書 184 頁参照）

また、平均審理期間が令和 2 年に大幅に長期化したところ、その要因は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものと考えられ、他方、平均審理期間が令和 4 年に短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第 9 回報告書 196 頁、198 頁参照、第 10 回報告書 223 頁、224 頁参照）の効果が現れてきたことが考えられる。

【図 7】 一般調停事件の終局区分別割合の推移

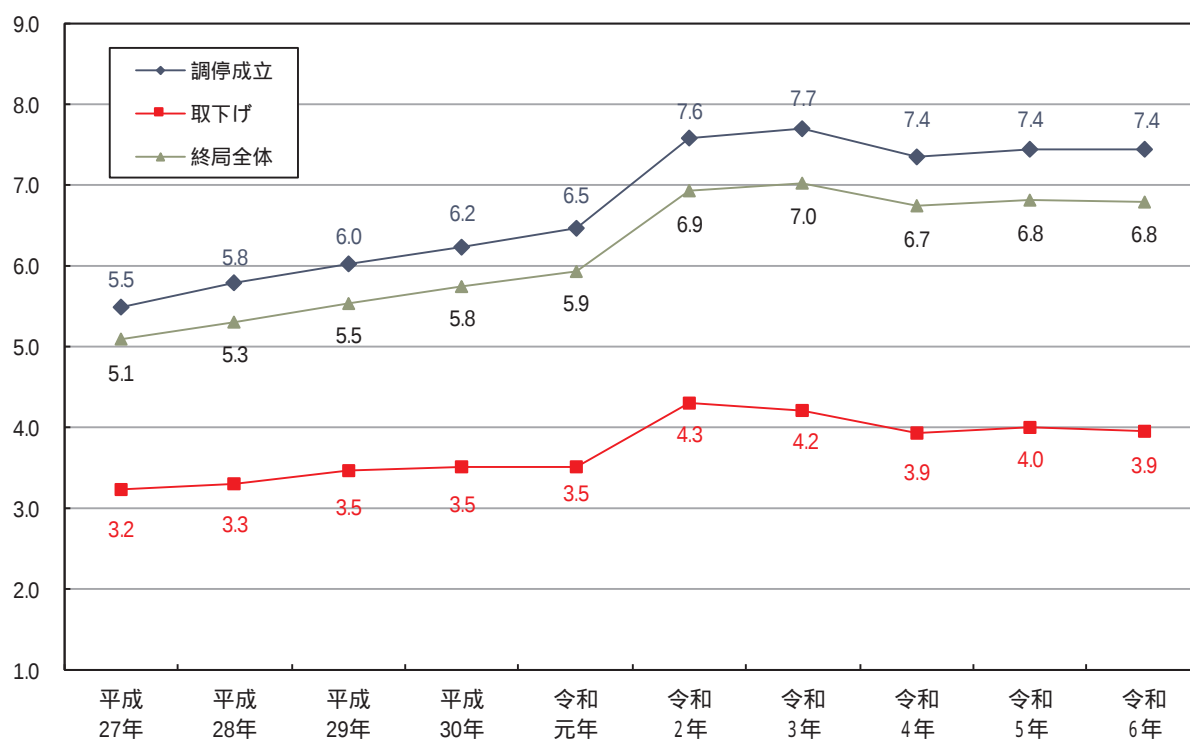


⁹ 令和 5 年の既済事件（一般調停事件）のうち、10.6％が調停に代わる審判により終局している（最高裁判所事務総局家庭局・脚注 3・92 頁第 14 表参照）（令和 4 年は 9.7％）。調停に代わる審判により終局している一般調停事件の割合が増加している一因として、家事調停手続におけるウェブ会議について令和 3 年 12 月以降順次運用を拡大してきたところ、離婚調停についてウェブ会議では調停を成立させることができないため（なお、法改正により令和 7 年 3 月 1 日以降可能となった。）、ウェブ会議において事実上当事者間に合意が整った場合に、調停に代わる審判をする運用がなされてきたこと等の影響が考えられる。

一般調停事件の中で大部分を占める夫婦関係調整調停事件の終局区分別の平均審理期間は【図 8】のとおりである。終局事件全体の平均審理期間は、令和元年（5.9 月）まで緩やかな増加傾向にあり、令和 2 年（6.9 月）に大幅に増加した後、令和 4 年（6.7 月）に若干減少し、その後はおおむね横ばいとなっている（令和 6 年は 6.8 月）。その推移の傾向は一般調停事件とほぼ同様であり、考えられる要因も一般調停事件と同様に考えられる。

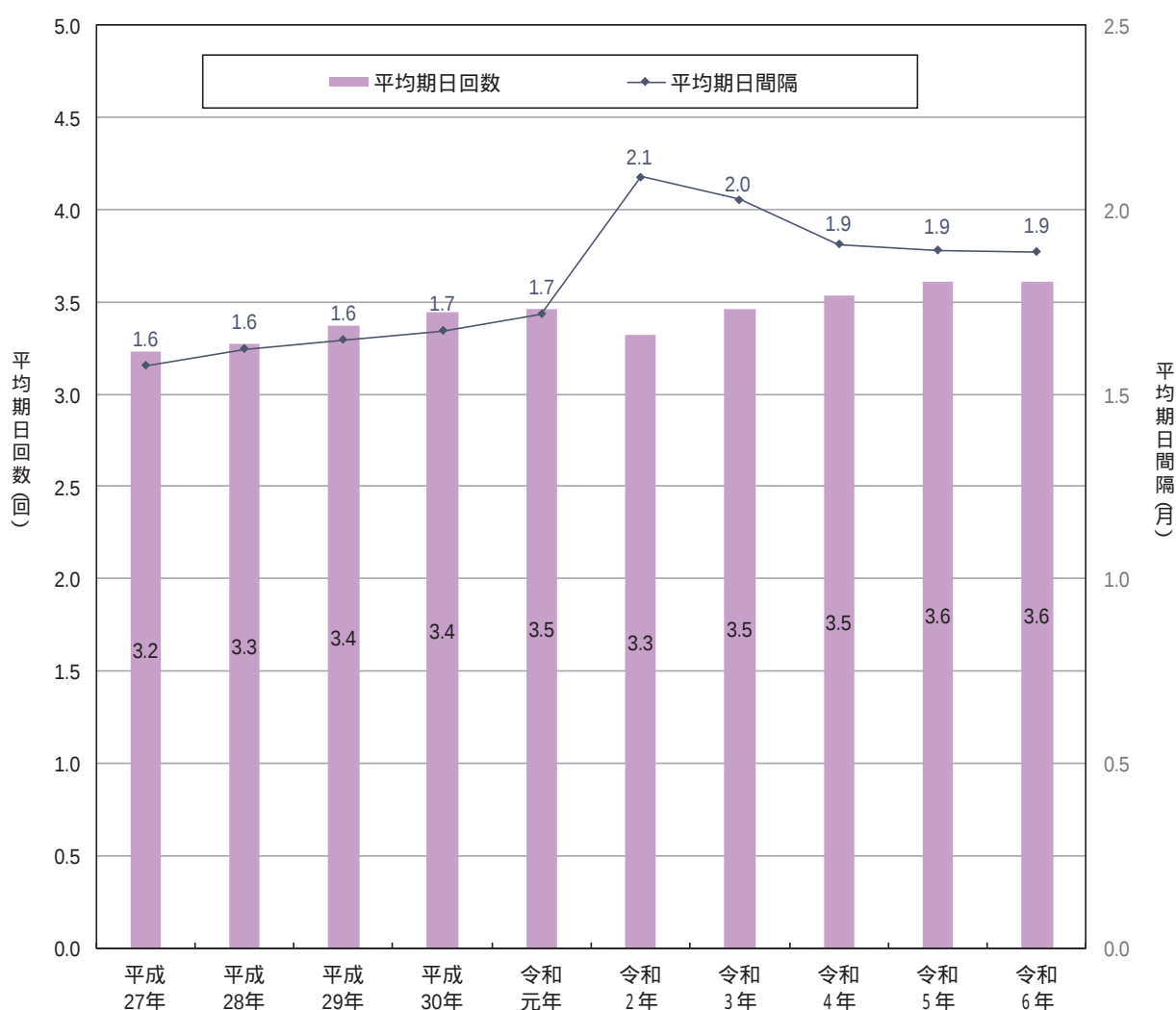
【図 8】 夫婦関係調整調停事件における終局区分別の平均審理期間の推移

(月)



夫婦関係調整調停事件の平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図9】¹⁰のとおりである。平均期日回数は、令和2年に減少したものの全体として緩やかな増加傾向にあり、他方で、平均期日間隔は、令和2年に大幅に増加し（2.1月）その後令和4年（1.9月）にかけて減少したものの、以後は横ばいとなっている。この10年間の推移を見ると、平均期日間隔の長期化の方が平均期日回数の増加よりも目立っており、この平均期日間隔の長期化が、平均審理期間の長期化の主たる要因になっているものと思われる。また、令和2年に平均期日回数が減少し、平均期日間隔が大幅に長期化した要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものと考えられ、他方で、平均期日期間が令和4年に短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が落ち着いたことが考えられる。

【図9】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移（夫婦関係調整調停事件）



平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
端数処理の関係で、表示された数値が同一となることがある。

¹⁰ 図9については、各家庭裁判所において令和6年度以降本格的に期日間隔短縮の取組が進められてきた状況等（実情調査における取組状況につき186頁参照、統計も踏まえた今後に向けての検討課題等につき192頁参照）を踏まえ、第11回報告書から新たに挿入したものである。なお、ここでの平均期日間隔は、期日外で取下げ等により終局した事件分も含めた審理期間の平均値を、実際に行われた期日回数（例えば、期日を実施することなく取下げのみで終局した事件は0となる。）の平均値で除して算出しているため、実際の期日間隔よりも長めの数値が出ていると思われることに注意を要する。

1.2 個別の事件類型の概況

1.2.1 遺産分割事件

高齢化の影響等により新受件数（審判＋調停）は近年増加傾向が目立っている。平均審理期間は、令和元年までの数年間で見れば12月を下回る水準で推移していたところ、令和2年に前年と比較して大きく長期化した。令和4年以降は緩やかな短縮傾向にある。令和4年から平均審理期間が短縮に転じた要因としては、前掲1.1で指摘したのと同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れてきたことが考えられる。審理期間別の既済件数及び事件割合を見ても、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が増加し、1年を超える事件の割合は減少している。また、平均期日回数は前回より若干減少しており、平均期日間隔も前回より若干短縮している。

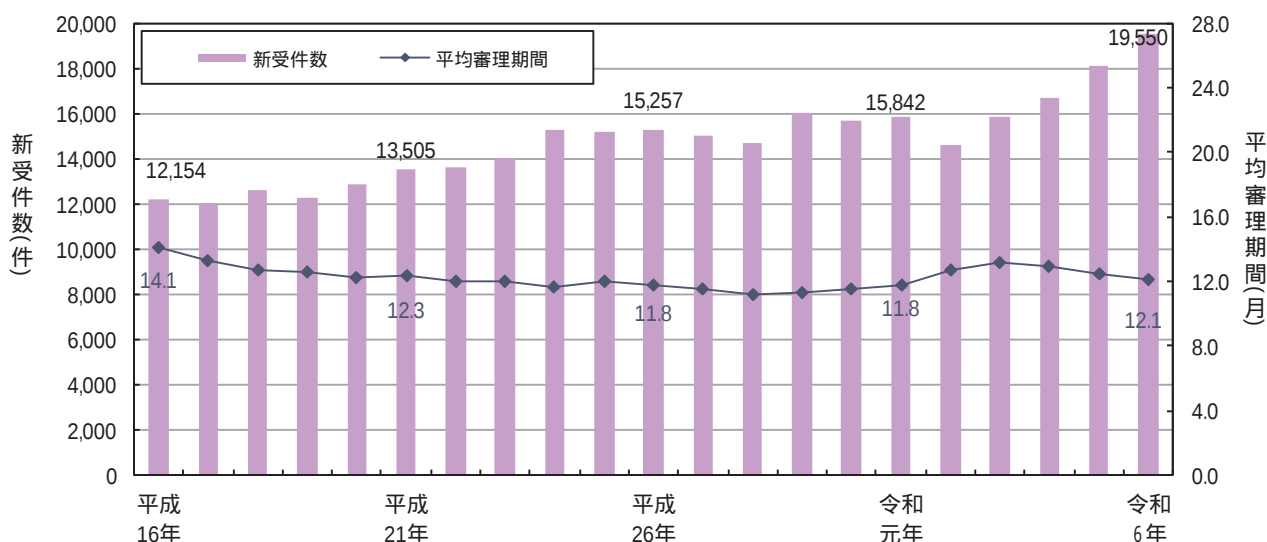
調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（29.2%）より増加して31.3%となっており、前回と比べても、他の事件類型と比べても、調停に代わる審判が更に積極的に活用されている。

手続代理人弁護士との関与がある事件数は、長期的にみて増加傾向にある。

平均当事者数については、前回から大きな変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図10】のとおりである。

【図10】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（遺産分割事件）

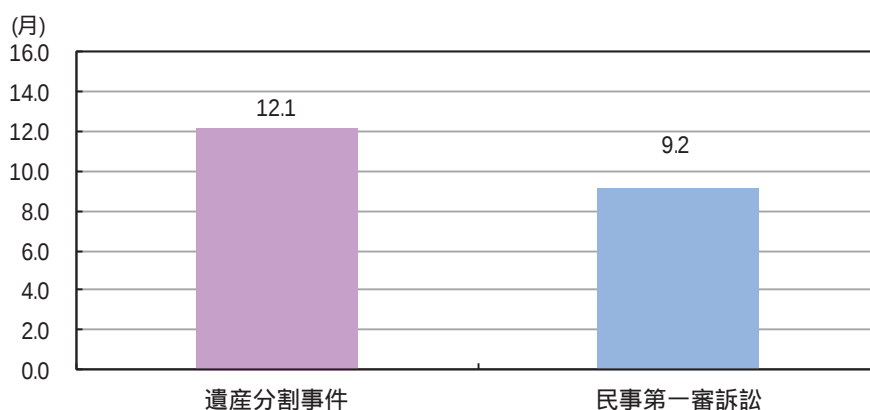


本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

新受件数は、高齢化の影響等により近年は増加傾向が目立っておりにあり、令和6年は前回（1万 6687件）より約17%増加し、1万 9550件となった。

令和6年における平均審理期間は【図11】のとおり12.1月で、前回（12.9月）から0.8月減少しているものの、前回と同様、民事第一審訴訟事件の平均審理期間と比べて長くなっている（第10回報告書188頁【図10】参照）。平均審理期間は、令和元年までの数年間で見れば、【図10】のとおり、12月を下回る水準で推移していたが、令和2年に前年と比較して大きく増加し、12月を上回ったが¹¹、令和4年に減少に転じ、以降は緩やかな減少傾向にある。令和4年から平均審理期間が短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第9回報告書196頁、198頁参照、第10回報告書223頁、224頁参照）の効果が現れてきたことが考えられる。

【図11】 平均審理期間（遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件）



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表12】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合が前回（32.8%）より増加して34.9%となり、1年を超える事件の割合も前回（35.0%）より減少して32.5%となった（第10回報告書188頁【表11】参照）。

【表12】 審理期間別の既済件数及び事件割合（遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟
既済件数	15,379	139,370
平均審理期間(月)	12.1	9.2
6月以内	5,361 34.9%	80,923 58.1%
6月超1年以内	5,016 32.6%	24,870 17.8%
1年超2年以内	3,575 23.2%	22,960 16.5%
2年超3年以内	958 6.2%	7,089 5.1%
3年を超える	469 3.0%	3,528 2.5%

¹¹ これは、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

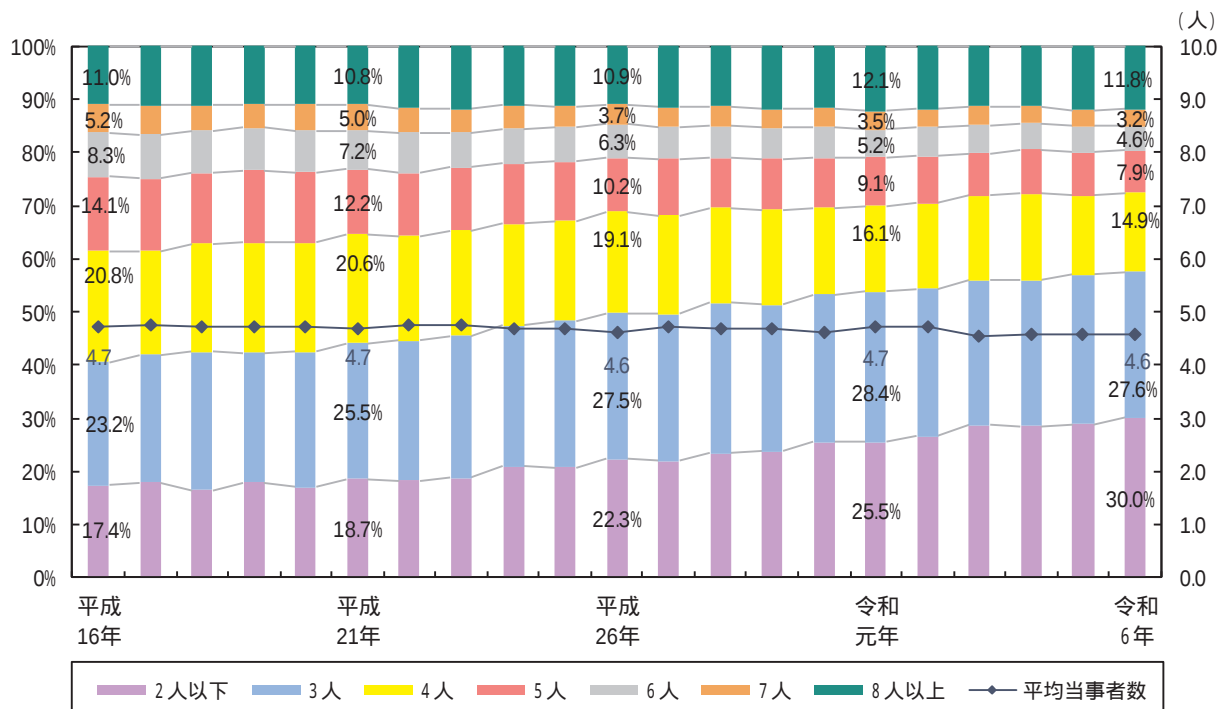
終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 13】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合（44.1%）は、前回と同様であり、審判（認容、却下、分割禁止）により終局した事件の割合は、前回（9.5%）より減少して 8.0%となった。また、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（29.2%）より増加して 31.3%となったが、これは、婚姻関係事件や子の監護事件といった他の事件類型よりもかなり高い割合であり（後掲 . 1 . 2 . 2 【表 24】、後掲 . 1 . 2 . 3 【表 32】参照）、遺産分割事件において、簡易迅速な紛争解決手段として調停に代わる審判が更に積極的に活用されていることがうかがわれる。（第 10 回報告書 189 頁【表 12】参照）

【表 13】 終局区分別の既済件数及び事件割合（遺産分割事件）

調停成立	6,776 44.1%
調停をしない	214 1.4%
調停に代わる審判	4,817 31.3%
取下げ	2,289 14.9%
当然終了	45 0.3%
認容	1,198 7.8%
却下	27 0.2%
分割禁止	13 0.08%

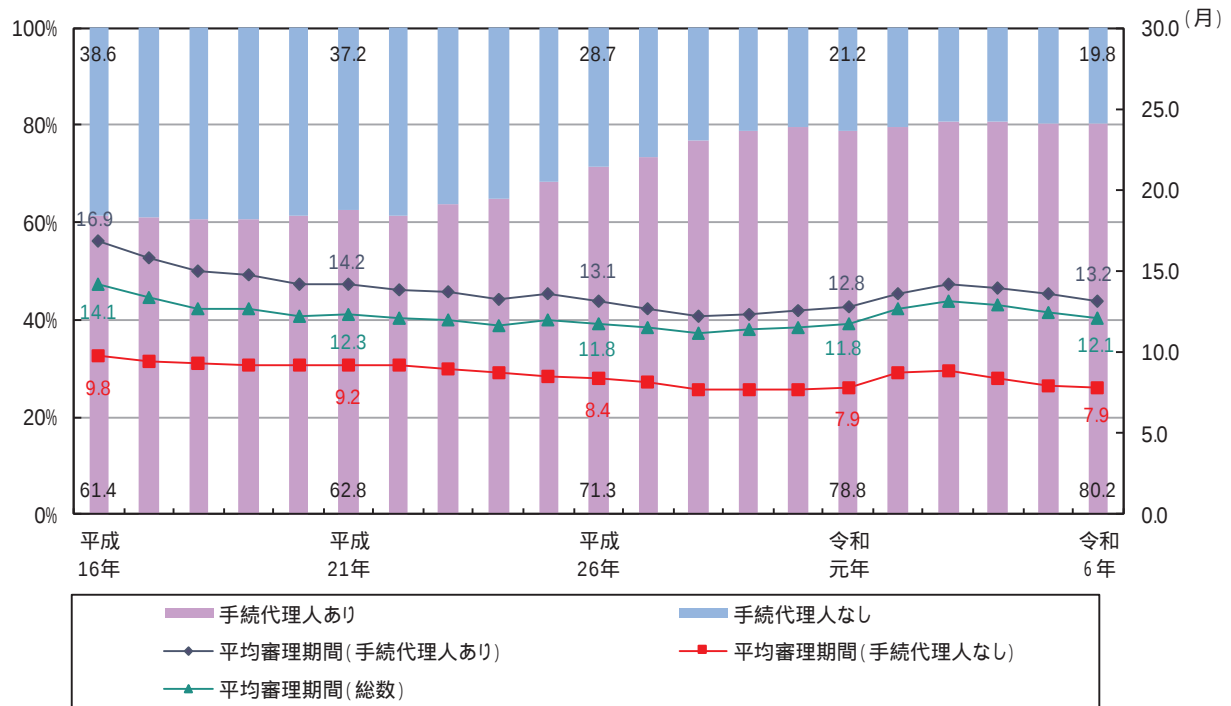
当事者数の推移は【図 14】のとおりであり、平均当事者数は 4.7 人前後で推移している。

【図 14】 当事者数の推移（遺産分割事件）



遺産分割事件における手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 15】のとおりである。当事者のいずれかに手続代理人弁護士が関与した事件の割合は、長らく 6 割台で推移していたが、15 年ほど前から増加傾向にあり、平成 30 年頃からは 80% 前後で高止まりしているものの、手続代理人弁護士関与率の高い事件類型であるということが出来る。なお、手続代理人弁護士の関与がある事件の方が、その関与がない事件よりも平均審理期間が長いという傾向に変化はない。（第 10 回報告書 190 頁【図 14】参照）

【図 15】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移（遺産分割事件）



平均期日回数及び平均期日間は【表 16】のとおりである。平均期日回数（5.1 回）（そのほとんどが調停期日である。）は、前回（5.2 回）から若干減少しており、平均期日間隔（2.4 月）も前回（2.5 月）から若干減少している。（第 10 回報告書 191 頁【表 15】参照）。

【表 16】 平均期日回数及び平均期日間隔（遺産分割事件）

事件の種類	遺産分割事件
平均期日回数	5.1
平均調停期日回数	4.7
平均審判期日回数	0.4
平均期日間隔(月)	2.4

平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

遺産分割事件に係る調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 17】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合が前回（2.8%）より若干増加して 3.0%となっている（第 10 回報告書 191 頁【表 16】参照）。

【表 17】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合（遺産分割事件）

調査命令	あり	467 3.0%
	なし	14,912 97.0%

1.2.2 婚姻関係事件¹²

新受件数（審判＋調停）は近年減少傾向にあったものの、令和５年以降緩やかな増加傾向に転じており、依然として高水準にある。平均審理期間は、平成27年以降、長期化傾向にあり、令和２年に大幅に長期化したが、令和４年は前年から短縮し、以後は横ばいとなっている。この長期化傾向に関連する事情として、前掲 １．１で指摘したのと同様に、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少していることや、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が挙げられるとともに、手続代理人弁護士関与率の増加が事件の困難化傾向を示唆していると考えられること、令和２年の大幅な長期化は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものと考えられることは、これまでと同様である。他方で、令和４年に平均審理期間が短縮に転じ、その後も横ばいとなっている要因としては、前掲 １．１で指摘したのと同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れてきたことが考えられる。なお、平均期日回数（3.6回）については、前回と同様である一方で、平均期日間隔は、前回（2.0月）より若干減少して1.9月となった。

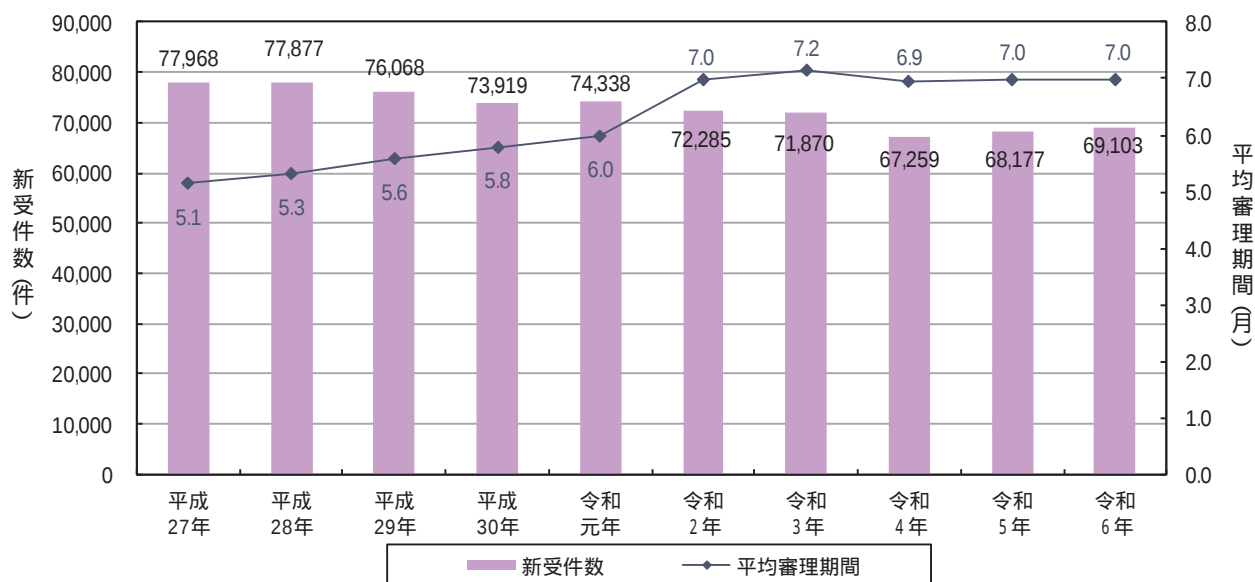
なお、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（9.4％）より増加して 11.0％となった。また、調査命令のあった事件の割合は、前回（16.1％）より減少して 13.8％となった。

¹² 婚姻関係事件には、一般調停事件に分類される夫婦関係調整調停事件、別表第二事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき按分割合に関する処分（離婚後の年金分割）事件等が含まれる。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図 18】のとおりである。

令和元年以降、新受件数は減少傾向にあったが、令和 5 年以降、緩やかな増加傾向に転じ、令和 6 年は 6 万 9103 件となっている。

【図 18】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（婚姻関係事件）



本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて 1 件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が 1 件増える扱いとなる前提がとられている。

平均審理期間は【図 18】及び【表 19】のとおり、平成 27 年以降長期化傾向にあり、令和 2 年（7.0 月）に大幅に増加したが、令和 4 年（6.9 月）には前年（7.2 月）から減少し、令和 5 年及び令和 6 年はおおむね同様の 7.0 月であった。

【表 19】 既済件数及び平均審理期間（婚姻関係事件）

既済件数	62,771
平均審理期間(月)	7.0

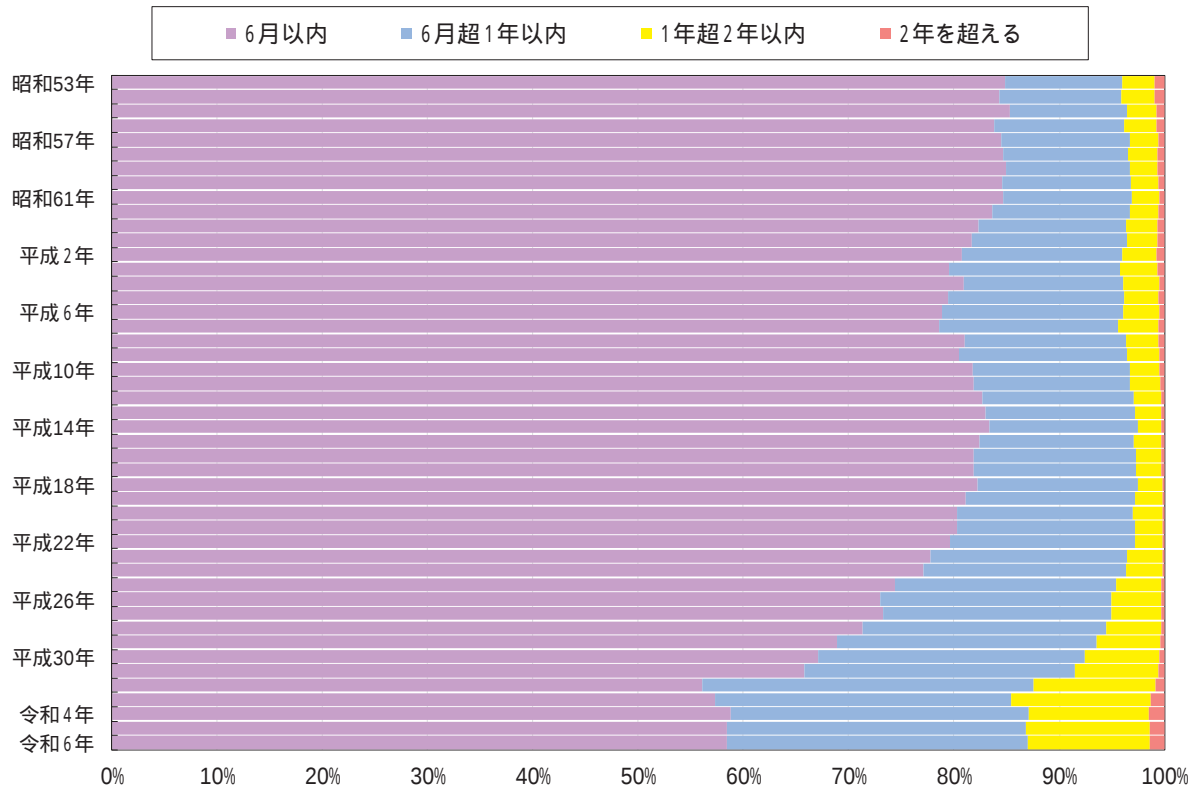
審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 20】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合が前回（58.8%）より若干減少して 58.4%となり、6 月を超え 1 年以内の事件の割合は前回（28.3%）より若干増加して 28.6%になり、1 年を超える事件の割合は 13.0%と前回（12.9%）とほぼ同様であった（第 10 回報告書 193 頁【表 19】参照）。既済事件の審理期間別事件割合の推移は【図 21】のとおりであり、近年、審理期間が 6 月以内の事件の割合が減少傾向にある一方で、1 年を超える事件、特に 1 年を超え 2 年以内の事件の割合が増加傾向にあったが、令和 3 年以降、審理期間が 6 月以内の事件の割合が増加に転じ、その後はおお

【表 20】 審理期間別の既済件数及び事件割合（婚姻関係事件）

6 月以内	36,650 58.4%
6 月超 1 年以内	17,962 28.6%
1 年超 2 年以内	7,304 11.6%
2 年超 3 年以内	719 1.1%
3 年を超える	136 0.2%

むね同様の割合で推移している。

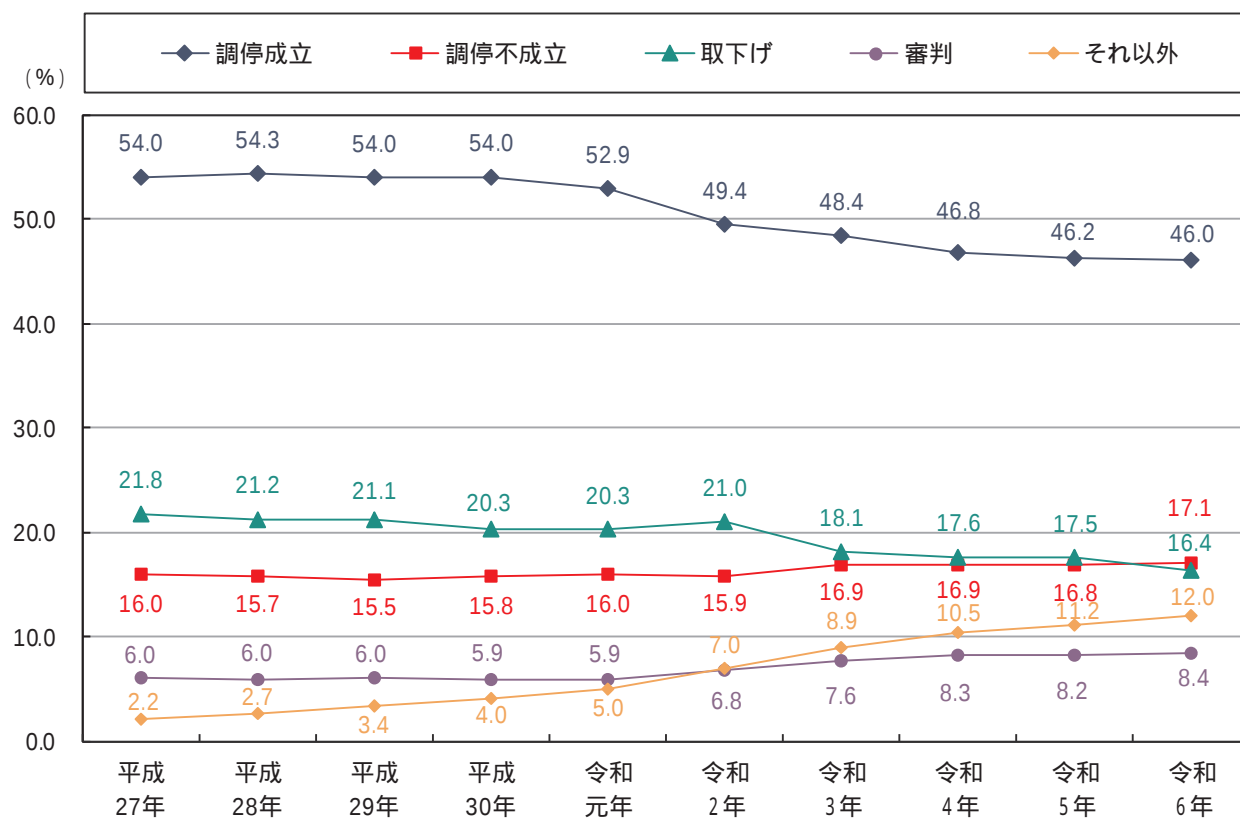
【図21】 既済事件の審理期間別事件割合の推移(婚姻関係事件)



なお、婚姻関係事件の平均審理期間が令和3年まで長期化する傾向にあったことと関連して、夫婦関係調整調停事件について前述した（前掲 ． 1 ． 1 参照）のと同様に、【図 22】及び【図 23】のとおり、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少傾向にあることのほか、婚姻費用分担事件が増加傾向にあること¹³（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響していると考えられることは、これまでと同様である。（第9回報告書 167 頁、第10回報告書 194 頁参照）

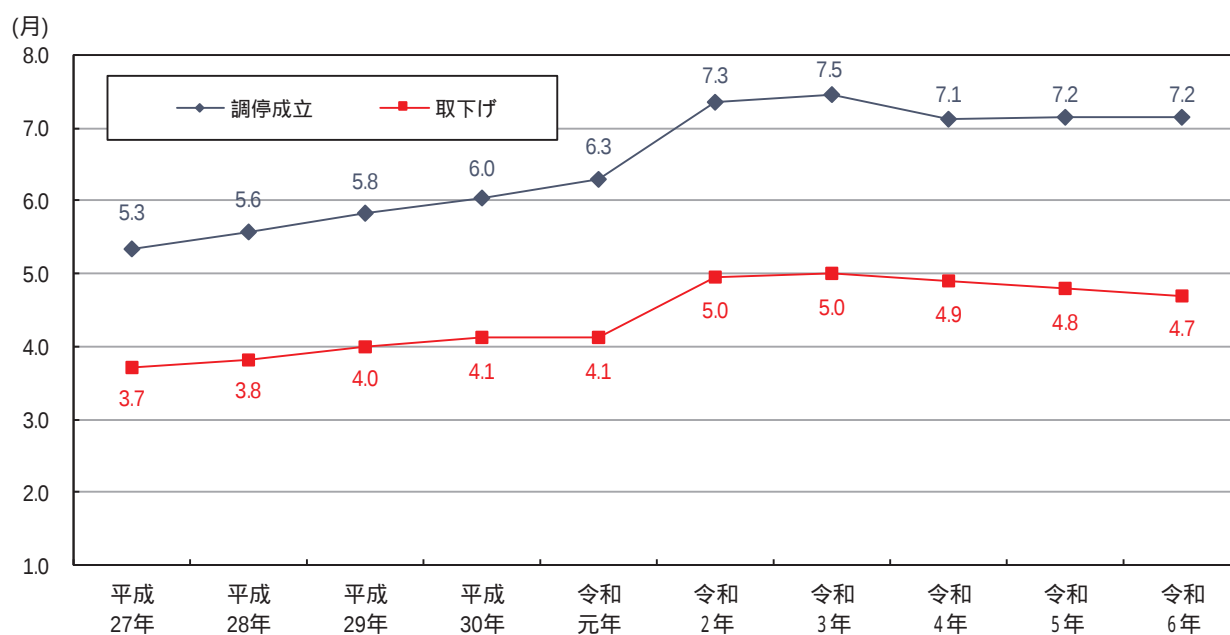
他方で、令和4年に平均審理期間が短縮に転じ、その後もおおむね横ばいとなっている要因としては、前述したとおり（前掲 ． 1 ． 1 参照）、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第9回報告書 196 頁、198 頁、第10回報告書 223 頁、224 頁参照）の効果が現れてきたことが考えられる。

【図 22】 終局区分別事件割合の推移（婚姻関係事件）



¹³ 婚姻費用分担事件の新受件数は、平成 26 年において、審判事件 3,476 件、調停事件 1 万 8,570 件（合計 2 万 20,466 件）であり、令和 5 年において、審判事件 3,945 件、調停事件 2 万 15,74 件（合計 2 万 55,19 件）である（最高裁判所事務総局家庭局・脚注 3・81 頁第 4 表、88 頁第 12 表参照）。なお、審判の申立てがあっても、多くの場合には、調停に付されて進められているものと思われる。

【図23】 終局区分別の平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



終局区分別の既済件数及び事件割合は【表24】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合は、前回(46.8%)より減少して46.0%となった。調停不成立で終局した事件の割合は、前回(16.9%)より若干増加して17.1%、認容又は却下の審判で終局した事件の割合は、前回(8.3%)とほぼ同様の8.4%、取下げで終局した事件の割合は、前回(17.6%)より減少して16.4%となった。調停に代わる審判により終局した事件の割合は、前回(9.4%)より増加して11.0%となった。(第10回報告書196頁【表23】参照)

【表24】 終局区分別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

調停成立	28,885 46.0%
調停不成立	10,712 17.1%
調停をしない	448 0.7%
調停に代わる審判	6,905 11.0%
取下げ	10,325 16.4%
当然終了	194 0.3%
認容	4,966 7.9%
却下	336 0.5%

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 25】のとおりであり、平均期日回数（3.6 回）（そのほとんどが調停期日である。）は、前回と同様である。平均期日間隔（1.9 月）は、前回（2.0 月）よりも若干減少している。（第 10 回報告書 197 頁【表 24】参照）。

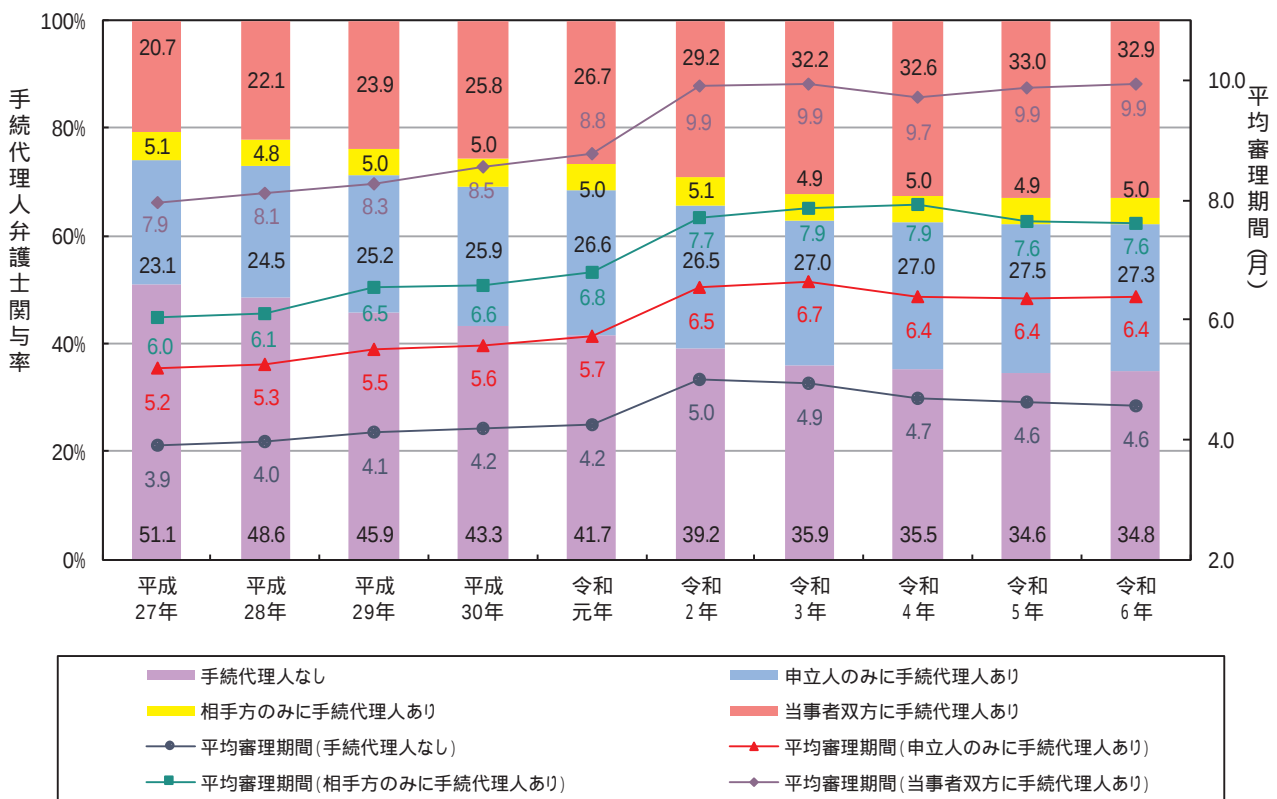
【表 25】 平均期日回数及び平均期日間隔
（婚姻関係事件）

事件の種類	婚姻関係事件
平均期日回数	3.6
平均調停期日回数	3.5
平均審判期日回数	0.1
平均期日間隔(月)	1.9

平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 26】のとおりであり、ここ数年、手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は増加している（当事者の双方又はいずれか一方に手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は、令和 2 年以降は 6 割を超えている。）。当事者の双方に手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間を上回り、また、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれにも手続代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間を上回ることから、手続代理人弁護士の関与が増えたことと平均審理期間が長期化する傾向にあることは相関しているといえ、手続代理人弁護士関与率の増加が、事件の困難化傾向を示唆しているものとも考えられる。

【図 26】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移（婚姻関係事件）



調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 27】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合（13.8％）は、前回（16.1％）より減少した（第 10 回報告書 198 頁【表 26】参照）。事件別の調査命令の有無別の事件割合を見ると、令和 6 年の婚姻費用分担事件で調査命令のあった事件の割合（5.2％）は、令和 4 年（8.0％）より 2.8％減少し、令和 6 年の夫婦関係調整調停事件で調査命令のあった事件の割合（19.8％）も、令和 4 年（22.0％）より 2.2％減少している。

【表 27】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合（婚姻関係事件）

調査命令	あり	8,637
	なし	54,134
		13.8%
		86.2%

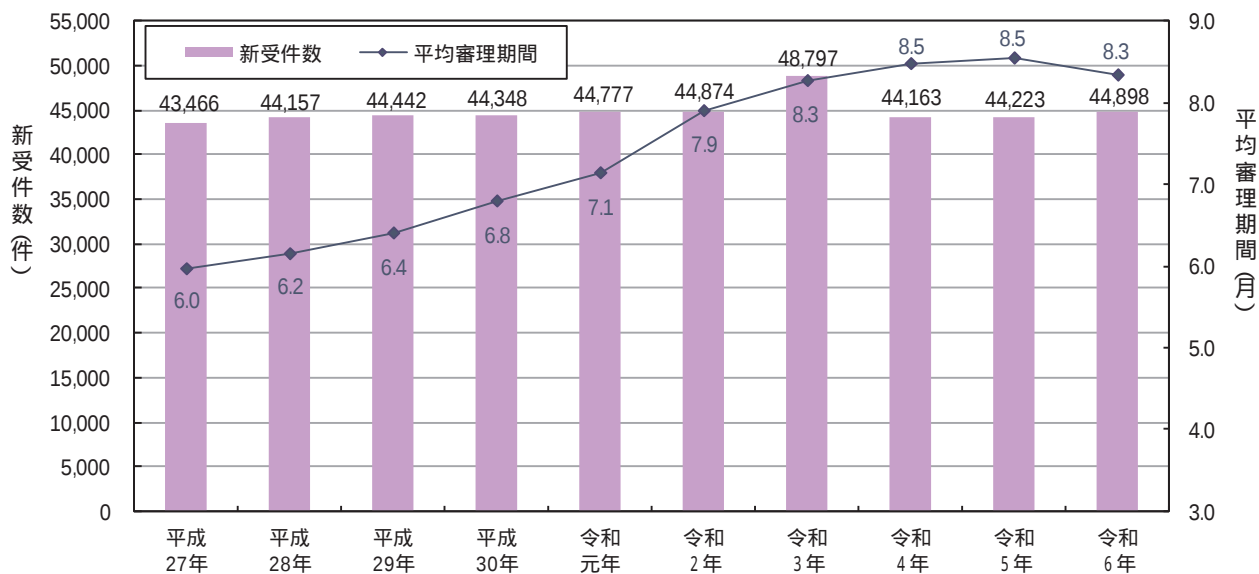
1.2.3 子の監護事件¹⁴

新受件数（審判＋調停）は、令和3年に大幅に増加し、令和4年は大幅に減少したものの、長期的に見ると緩やかな増加傾向にある。他方で、平均審理期間は一貫して長期化傾向にあったが、令和6年は若干短縮した。長期化傾向の要因として、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡しの各事件が増加傾向にあることが挙げられることは、前回と同様であるが、令和6年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、前掲 1.1 で指摘したのと同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れてきたことが考えられる。平均審理期間の短縮に伴い、6月以内に終局した事件の割合は、前回（48.9%）から増加して49.9%となり、1年を超える事件の割合は、前回（19.8%）から減少して19.0%となった。平均期日回数は前回と同様の4.1回で、平均期日間隔も前回と同様の2.1月であった。

調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回と同様の7.1%であったほか、調査命令のあった事件の割合は、前回（43.7%）より減少して41.8%となった。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図28】のとおりである。

【図28】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（子の監護事件）



本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

¹⁴ 子の監護事件には、養育費請求事件等（養育費請求事件及び未成年者の扶養料請求事件）のほか、子の監護者の指定事件、子の引渡し事件、面会交流事件が含まれる。いずれも別表第二事件である。

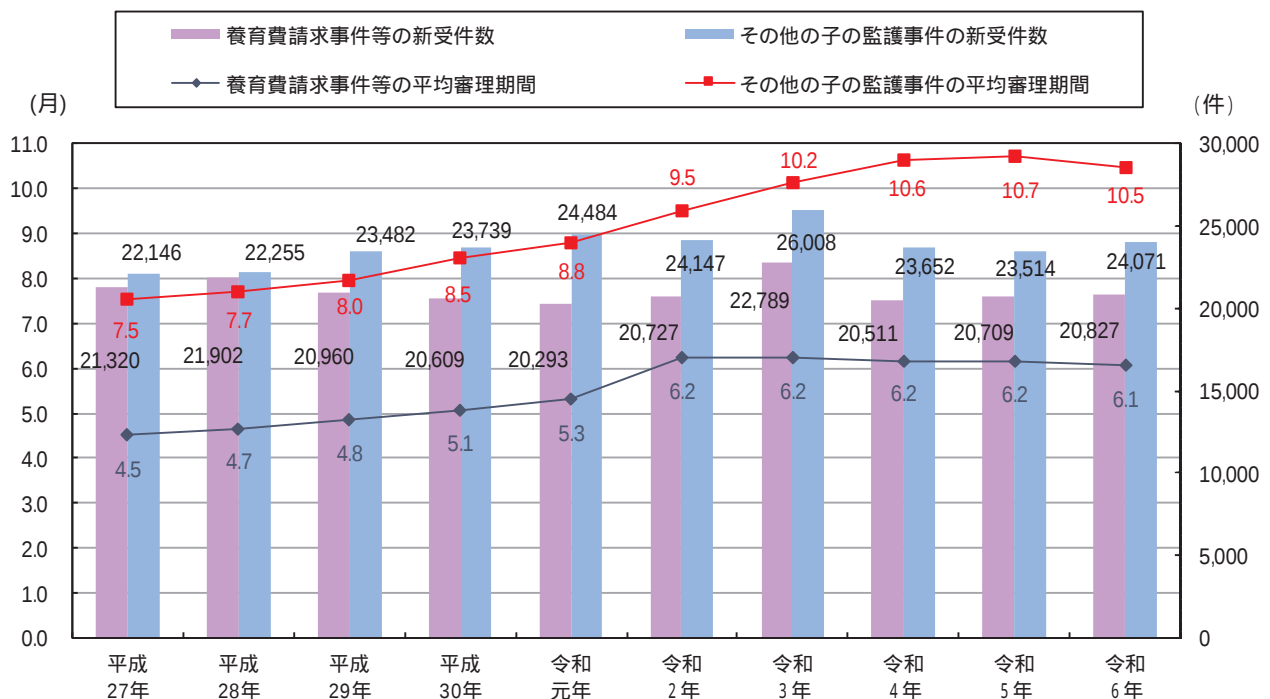
新受件数は、令和 3 年に大幅に増加し、令和 4 年は大幅に減少したものの、平成 27 年以降長期的に見ると緩やかな増加傾向にあり、令和 6 年は 4 万 4898 件となった。平均審理期間は、一貫して長期化傾向が続いており、令和 5 年は 8.5 月となったが、【表 29】にもあるように、令和 6 年は若干減少し、8.3 月となった。

【表 29】 既済件数及び平均審理期間
(子の監護事件)

既済件数	34,816
平均審理期間(月)	8.3

上記のような長期化傾向の理由としては、【図 30】のとおり、ここ数年間、養育費請求事件等よりも相対的に審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡しの各事件を合わせたその他の子の監護事件の新受件数が長期的に見て増加傾向にあることが挙げられる(【図 30】のとおり、平成 27 年から令和 6 年までの間、養育費請求事件等の平均審理期間は 4.5 月から 6.2 月の間で推移しているが、その他の子の監護事件の平均審理期間は 7.5 月から 10.7 月へとより顕著な増加傾向を示している。)。他方で、令和 6 年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、前述したとおり(前掲 1.1 参照)、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組(第 9 回報告書 196 頁、198 頁、第 10 回報告書 223 頁、224 頁参照)の効果が現れてきたことが考えられる。

【図 30】 子の監護事件に係る類型別の新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 31】のとおりであり、前述のとおり審理期間が短縮したことに伴い、審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（48.9％）より増加して49.9％となり、1年を超える事件の割合は、前回（19.8％）より減少して19.0％となった（第10回報告書201頁【表30】参照）。

【表31】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（子の監護事件）

6月以内	17,380 49.9%
6月超1年以内	10,811 31.1%
1年超2年以内	5,583 16.0%
2年超3年以内	921 2.6%
3年を超える	121 0.3%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 32】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合が前回（50.0％）とほぼ同様の50.1％となった。認容又は却下の審判で終局した割合（18.2％）は、前回と同様であり、調停に代わる審判で終局した事件の割合（7.1％）も、前回と同様であった。（第10回報告書201頁【表31】参照）

【表32】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（子の監護事件）

調停成立	17,435 50.1%
調停をしない	508 1.5%
調停に代わる審判	2,479 7.1%
取下げ	7,886 22.7%
当然終了	187 0.5%
認容	4,930 14.2%
却下	1,391 4.0%

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 33】のとおりであり、平均期日回数（4.1 回）（そのほとんどが調停期日である。）は前回と同様であり、平均期日間隔（2.1 月）も前回と同様であった。（第 10 回報告書 202 頁【表 32】参照）。

【表 33】 平均期日回数及び平均期日間隔
（子の監護事件）

事件の種類	子の監護事件
平均期日回数	4.1
平均調停期日回数	3.4
平均審判期日回数	0.6
平均期日間隔(月)	2.1

平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 34】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合は、前回（43.7%）より 1.9% 減少して 41.8% となっているが、他の家事事件よりもその割合が高いことは前回と同様である（前掲 . 1 . 2 . 1【表 17】、前掲 . 1 . 2 . 2【表 27】、第 10 回報告書 202 頁【表 33】参照）。

【表 34】 調査命令の有無別の既済件数
及び事件割合（子の監護事件）

調査命令	あり	14,559
		41.8%
	なし	20,257
		58.2%

2 人事訴訟事件の概況等

人事訴訟に関し、新受件数は、令和2年までは減少傾向にあったものの、近年は下げ止まり傾向にあり、令和6年（9,073件）は前回（8,984件）より若干増加した。一方、平均審理期間は、前回（14.3月）より増加して14.8月となっており、長期化傾向はほぼ一貫して続いている。審理の長期化傾向の要因として、財産分与の申立てのある離婚事件の割合が、長期的に見て増加傾向にあるほか、そうした事件も含め人事訴訟における争点整理期間が長期化しており、その要因として、財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されること等が指摘されていることは、前回と変わらない。平均審理期間の長期化に伴い、1年を超える事件の割合が前回（49.2%）より増加して51.1%になったが、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向が見られることについては、前回から大きな変化は見られない。また、平均期日回数が前回（6.2回）よりも増加して6.8回になった一方で、平均期日間隔は前回（2.3月）よりも若干減少して2.2月となった。

判決で終局した事件の割合は前回とほぼ同様であったが、和解の割合は前回（34.8%）より減少して32.1%となった一方で、取下げの割合が前回（22.2%）より増加して24.1%となった。

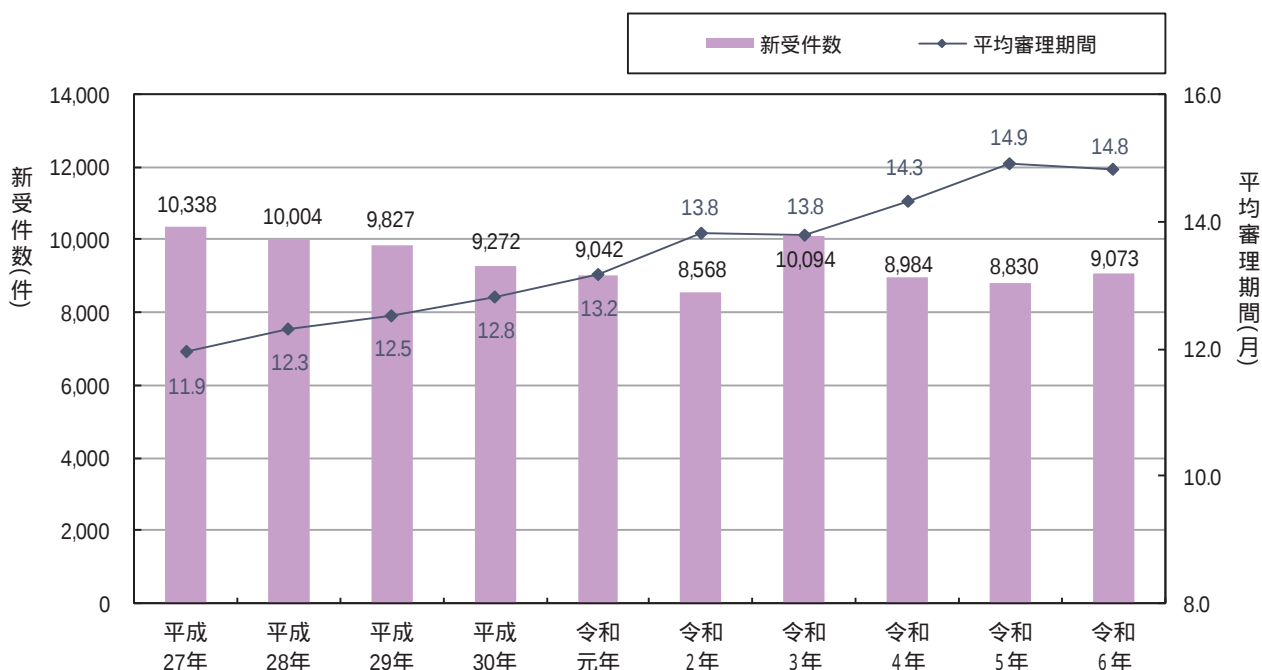
2.1 人事訴訟事件の概況

○ 事件数及び平均審理期間

人事訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

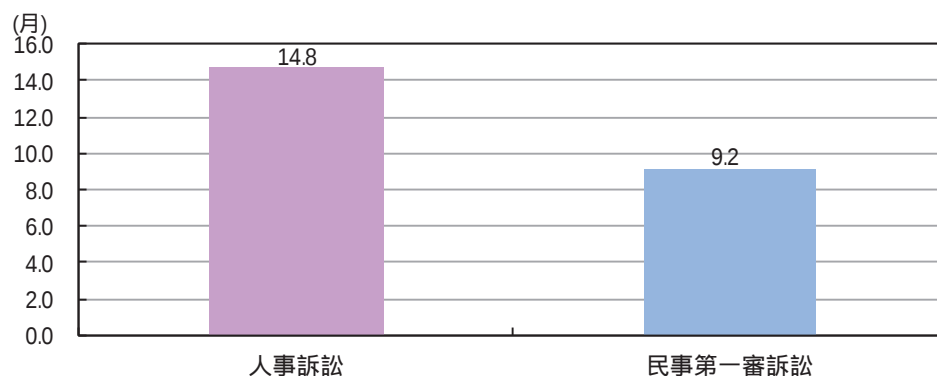
新受件数は、平成27年以降、減少傾向が続いていたところ、令和3年は増加に転じたが、その後減少しており、令和6年（9,073件）は前回（8,984件）より若干増加している。一方、平均審理期間は、ほぼ一貫して長期化傾向にある。なお、令和6年の平均審理期間（14.8月）は令和5年（14.9月）より若干減少しているが、これは、財産分与の申立てのある事件の割合が若干減少したことの影響と考えられ（【図18参照】）、財産分与の申立てのある事件の平均審理期間は依然として長期化傾向が続いている（【図15】参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(人事訴訟)



平均審理期間は【図2】のとおりであり、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて、長くなっている（第10回報告書204頁【図2】参照）。

【図2】 平均審理期間(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

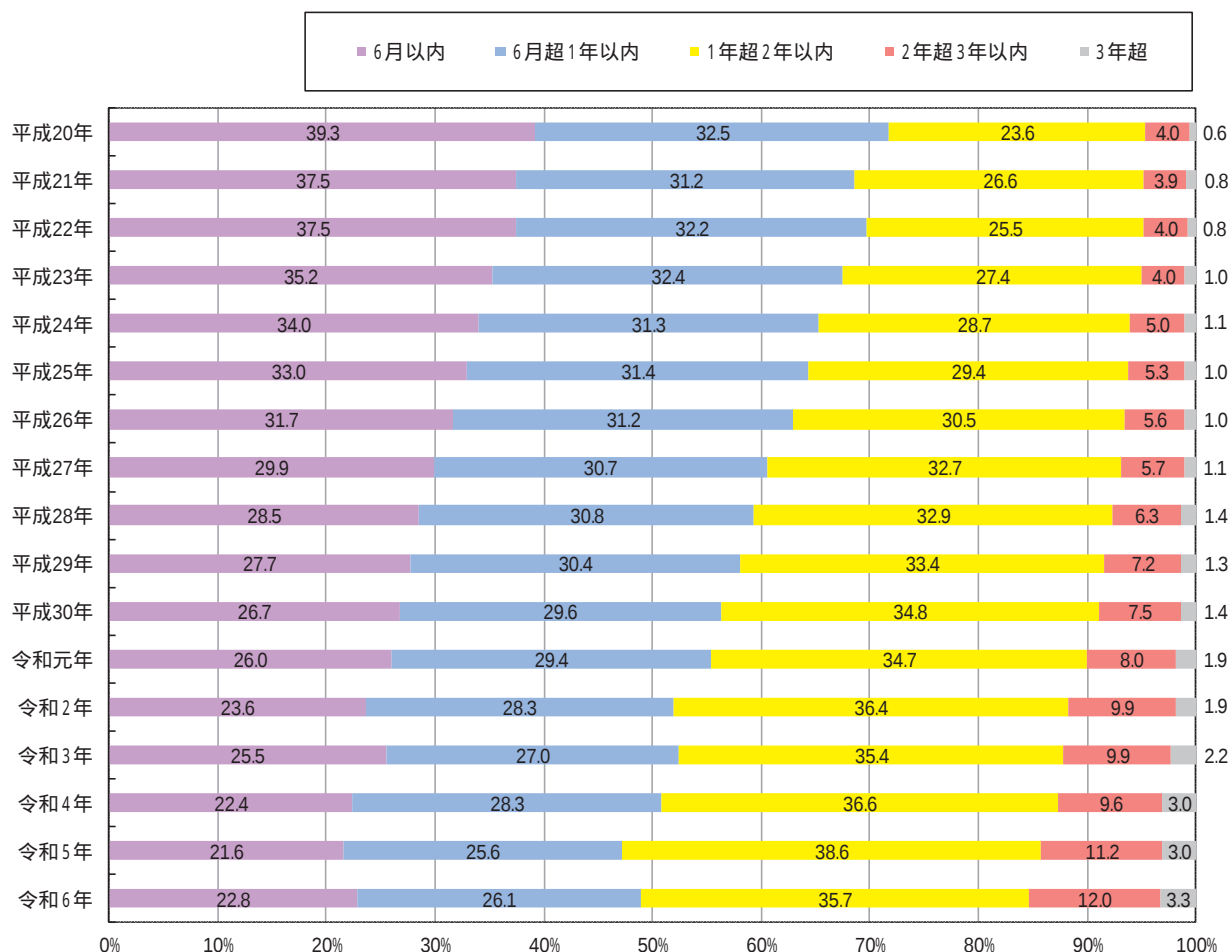
審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（22.4%）より若干増加して22.8%となった一方、1年を超える事件の割合も、前回（49.2%）より1.9%増加して51.1%（4,580件）となった。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べ、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い点が特徴である。（第10回報告書205頁【表3】参照）

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	8,969	139,370
平均審理期間(月)	14.8	9.2
6月以内	2,047 22.8%	80,923 58.1%
6月超1年以内	2,342 26.1%	24,870 17.8%
1年超2年以内	3,203 35.7%	22,960 16.5%
2年超3年以内	1,080 12.0%	7,089 5.1%
3年超5年以内	283 3.2%	3,048 2.2%
5年を超える	14 0.2%	480 0.3%

既済事件の審理期間別事件割合の推移は、【図4】のとおりであり、審理期間の長期化に伴い、審理期間が6月以内の事件の割合が減少傾向にある一方で、1年を超える事件の割合は増加傾向にある。

【図4】 既済事件の審理期間別事件割合の推移(人事訴訟)



○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 5】のとおりである。判決（39.8％）は前回（40.0％）とほぼ同様であったが、和解（32.1％）は前回（34.8％）より減少した一方で、取下げ（24.1％）が前回（22.2％）より増加した¹。なお、判決で終局した事件のうち対席判決による割合（71.6％）は、前回（71.2％）とほぼ同様であり、民事第一審訴訟事件と比べても高い水準を維持している。（第10回報告書206頁【表 5】参照）

【表 5】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟
判決	3,573 39.8%	70,423 50.5%
うち対席（％は判決 に対する割合）	2,559 71.6%	33,598 47.7%
和解	2,877 32.1%	44,080 31.6%
取下げ	2,158 24.1%	19,553 14.0%
それ以外	361 4.0%	5,314 3.8%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は【表 6】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べて、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が高く（6割を上回っている。）、本人による事件の割合が低いことは、前回とほぼ同じである（第10回報告書206頁【表 6】参照）。

【表 6】 訴訟代理人の選任状況
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟
双方に 訴訟代理人	5,742 64.0%	56,385 40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	2,792 31.1%	67,205 48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	145 1.6%	3,978 2.9%
本人による	290 3.2%	11,802 8.5%

¹ 和解の割合が減少する一方、取下げの割合が増加している原因の一つとして、令和5年12月より人事訴訟においてウェブ会議の利用が可能となったところ、離婚の訴え等についてはウェブ会議で和解を成立させることができないため（なお、法改正により令和7年3月1日以降可能となった。）、ウェブ会議において事実上当事者間に合意が整った場合に、調停に付して調停に代わる審判をする運用（確定した場合、訴訟は取り下げられたものとみなされる。）がなされていること等の影響が考えられる。

○ 審理の状況

平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）及び平均期日間隔は【表7】のとおりである。平均口頭弁論期日回数（1.9回）が前回（2.1回）より減少した一方、平均争点整理期日回数（4.8回）は前回（4.1回）より増加しており、全体の平均期日回数（6.8回）も前回（6.2回）より増加している。平均期日間隔（2.2月）については、前回（2.3月）より若干減少している。（第10回報告書206頁【表7】参照）

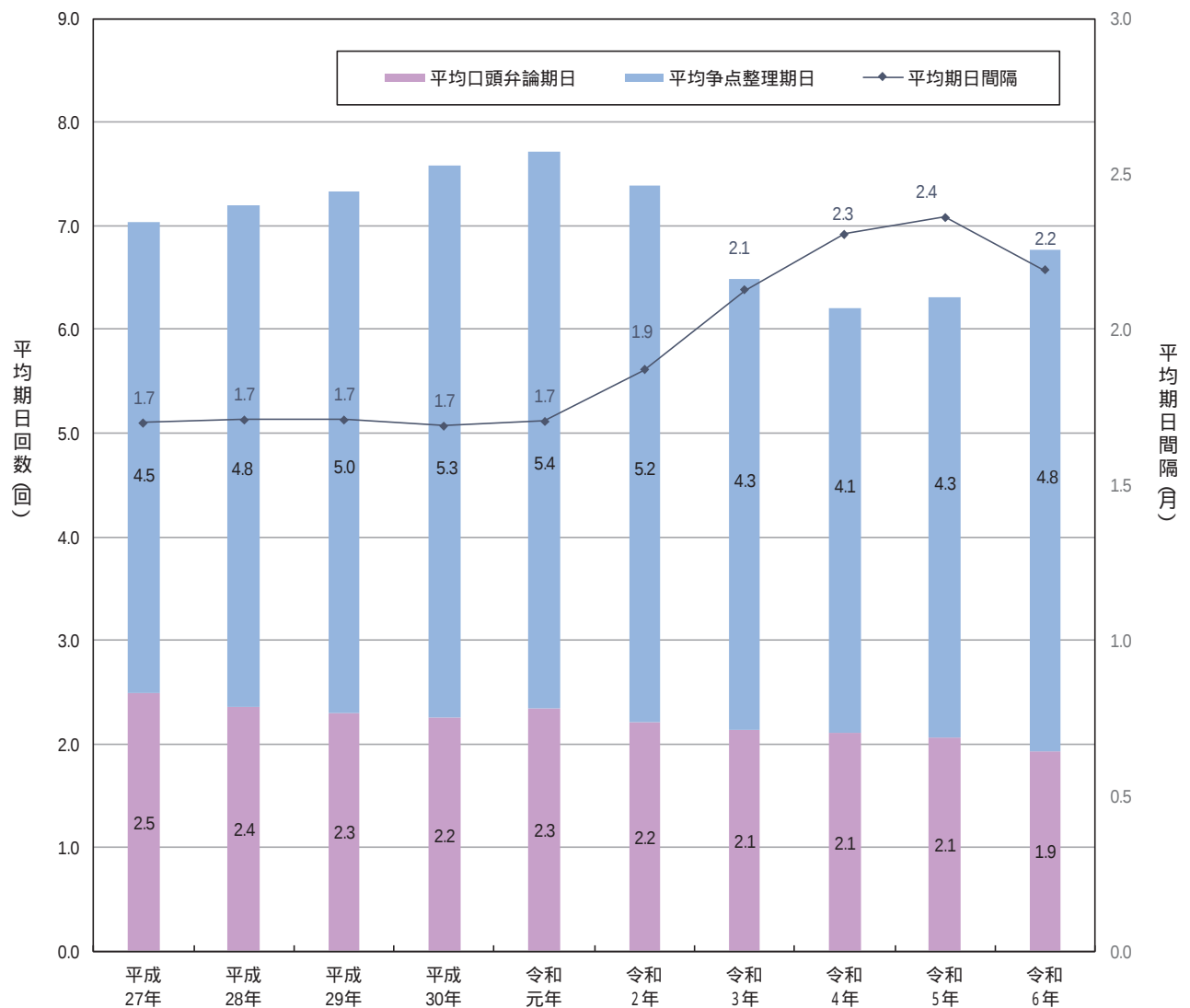
【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟
平均期日回数	6.8	3.6
うち平均口頭弁論 期日回数	1.9	1.2
うち平均争点整理 期日回数	4.8	2.5
平均期日間隔(月)	2.2	2.5

平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
端数処理の関係で、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計は、
全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図8】のとおりである。平均期日回数については、平均口頭弁論期日回数が長期的に見て緩やかな減少傾向にあるのに対し、平均争点整理期日回数は、平成27年以降令和元年まで一貫して増加傾向にあり、それに伴い全体の平均期日回数も増加傾向にあった。令和2年からは、平均争点整理期日回数が減少に転じる一方、それまでおおむね横ばいであった平均期日間隔が大幅な増加に転じたが、その背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小やその後の同感染症の感染拡大の影響があるものと思われる（第10回報告書207頁参照）。もっとも、平均争点整理期日回数及び全体の平均期日回数は令和5年以降再び増加に転じる一方、平均期日間隔は令和6年になり減少に転じており、その背景には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が落ち着いてきたことがあるものと思われる。

【図8】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移(人事訴訟)



平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
端数処理の関係で、表示された数値が同一となることがある。

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表9】のとおりである。争点整理手続の実施率は、前回（69.4%）より若干減少して68.9%であったが、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準にあることは前回と同様である（第10回報告書208頁【表9】参照）。

【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		人事訴訟	民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	6,182	57,354
	実施率	68.9%	41.2%

人証調べ実施率及び平均人証数は【表10】のとおりである。人証調べ実施率（34.0%）は前回（37.3%）よりも減少しているが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向が続いていることは前回と同様である（第10回報告書208頁【表10】参照）。こうした傾向には、当事者間に争いのない事実についても証明が必要であること（人事訴訟法19条1項）や、婚姻生活中的事実関係について証明力の高い書証が少ないことが影響しているものと思われる。

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	34.0%	11.4%
平均人証数	0.8	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）	2.3	2.6

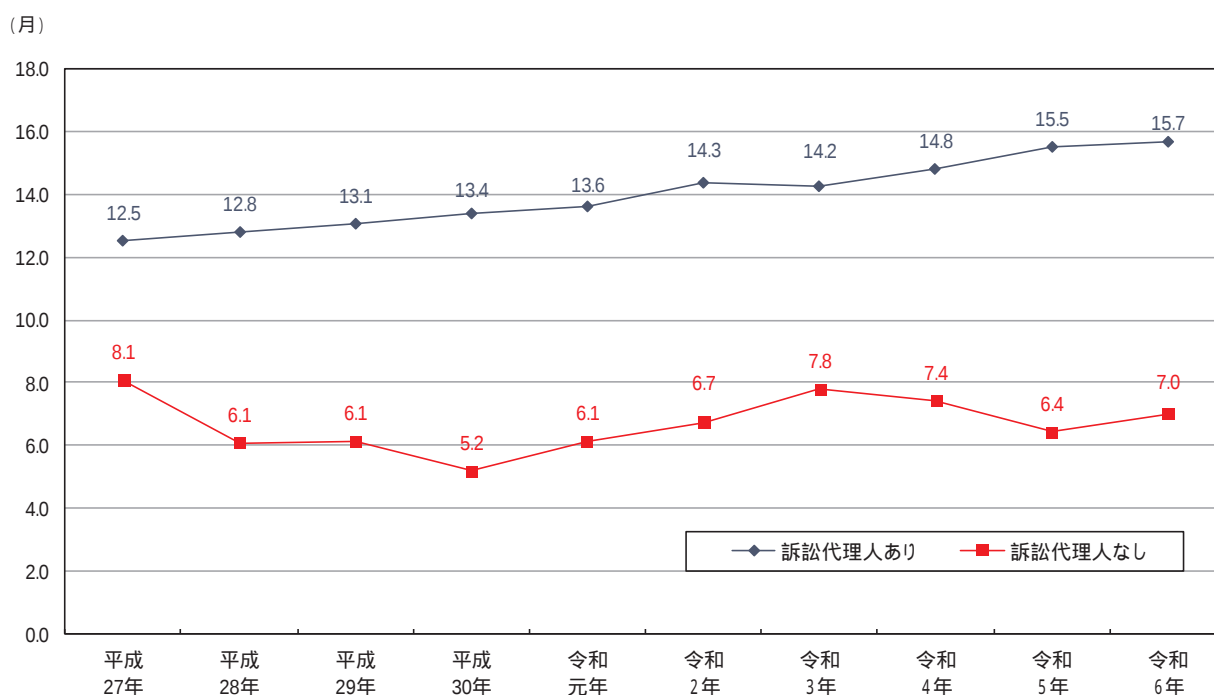
なお、人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間は【表11】のとおりであり、平均審理期間（19.2月）は前回（18.1月）より増加しており、平均人証調べ期間（0.2月）も前回（0.1月）より若干増加している（第10回報告書208頁【表11】参照）。この平均審理期間が、民事第一審訴訟事件（全体）の23.6月（前掲 . 1 . 1 【表18】）と比べると短いことは、前回と同様である。

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（人事訴訟）

平均審理期間(月)	19.2
平均人証調べ期間(月)	0.2

離婚の訴えにおける訴訟代理人弁護士の関与の有無別の平均審理期間の推移は【図12】のとおりであり、当事者の双方又はいずれか一方に訴訟代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれにも訴訟代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間を顕著に上回っており、近年はおおむね9か月ほど長くなっている。

【図12】 離婚の訴えにおける訴訟代理人弁護士の関与の有無別の平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況は【表13】のとおりである。離婚の訴えのうち財産分与の申立てがある事件（以下「財産分与の申立てがある離婚事件」という。）の平均審理期間（19.2月）がそれ以外の事件（12.9月）より長くなる傾向は前回までと変わらないが、前回（財産分与の申立てがある離婚事件につき17.8月、それ以外の事件12.7月）よりもその差が拡大している。財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の事件割合について見ると、和解で終局した事件の割合が前回（46.2％）より3.3％減少して42.9％となった一方、判決で終局した事件の割合が前回（31.4％）より0.2％増加して31.6％となり、取下げで終局した事件の割合が前回（19.8％）より3.2％増加して23.0％となっている²。（第10回報告書210頁【表13】参照）

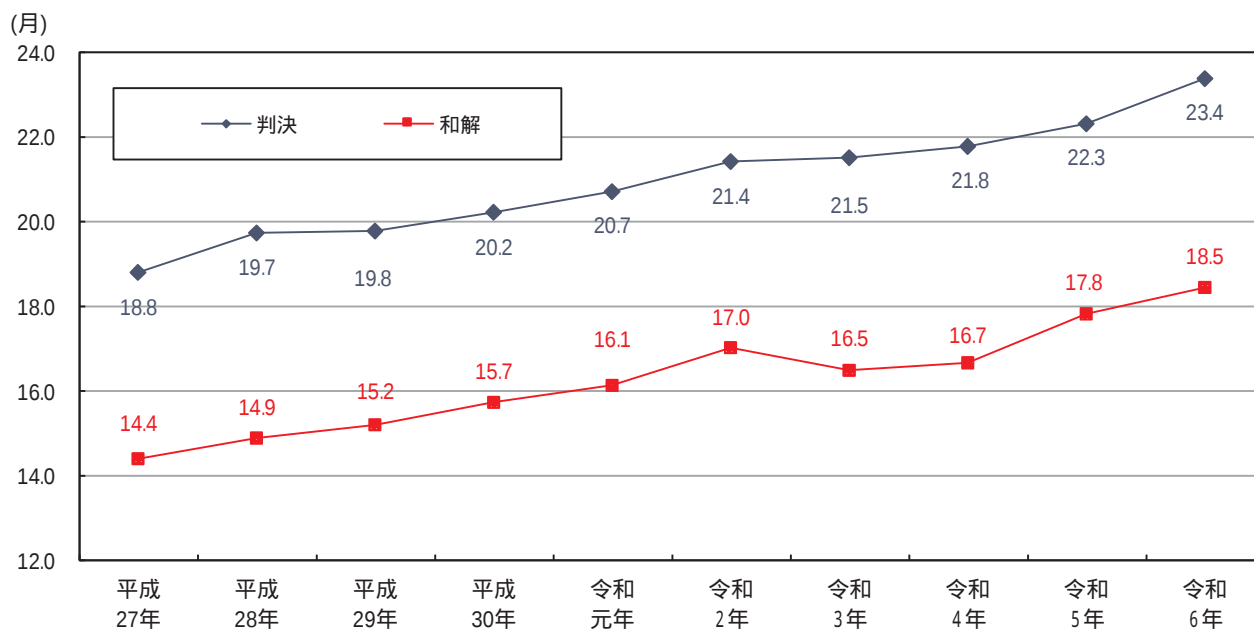
【表13】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況（人事訴訟）

		離婚	親権者の指定をすべき子		財産分与の申立て		離婚以外
			あり	なし	あり	なし	
既済件数		7,795	4,447	3,348	3,240	4,555	1,174
平均審理期間(月)		15.5	15.8	15.2	19.2	12.9	10.2
平均期日回数		7.2	7.4	6.9	9.2	5.7	4.0
平均期日間隔(月)		2.2	2.1	2.2	2.1	2.3	2.5
争点整理実施率		72.6%	76.2%	68.0%	86.1%	63.1%	44.2%
審理期間	6月以内	1,546 19.8%	781 17.6%	765 22.8%	277 8.5%	1,269 27.9%	501 42.7%
	6月超 1年以内	2,016 25.9%	1,150 25.9%	866 25.9%	661 20.4%	1,355 29.7%	326 27.8%
	1年超 2年以内	2,937 37.7%	1,800 40.5%	1,137 34.0%	1,459 45.0%	1,478 32.4%	266 22.7%
	2年超 3年以内	1,019 13.1%	564 12.7%	455 13.6%	653 20.2%	366 8.0%	61 5.2%
	3年超 5年以内	263 3.4%	142 3.2%	121 3.6%	179 5.5%	84 1.8%	20 1.7%
	5年超	14 0.2%	10 0.2%	4 0.1%	11 0.3%	3 0.1%	- -
訴訟代理人の選任状況	当事者双方	5,246 67.3%	3,113 70.0%	2,133 63.7%	2,583 79.7%	2,663 58.5%	496 42.2%
	原告側のみ	2,286 29.3%	1,206 27.1%	1,080 32.3%	595 18.4%	1,691 37.1%	506 43.1%
	被告側のみ	118 1.5%	60 1.3%	58 1.7%	44 1.4%	74 1.6%	27 2.3%
	本人による	145 1.9%	68 1.5%	77 2.3%	18 0.6%	127 2.8%	145 12.4%
終局区分	判決	2,933 37.6%	1,619 36.4%	1,314 39.2%	1,025 31.6%	1,908 41.9%	640 54.5%
	和解	2,719 34.9%	1,583 35.6%	1,136 33.9%	1,391 42.9%	1,328 29.2%	158 13.5%
	取下げ	1,928 24.7%	1,138 25.6%	790 23.6%	745 23.0%	1,183 26.0%	230 19.6%
	それ以外	215 2.8%	107 2.4%	108 3.2%	79 2.4%	136 3.0%	146 12.4%

² 離婚の訴えについて、和解の割合が減少する一方、取下げの割合が増加していることの考えられる原因については注1参照。

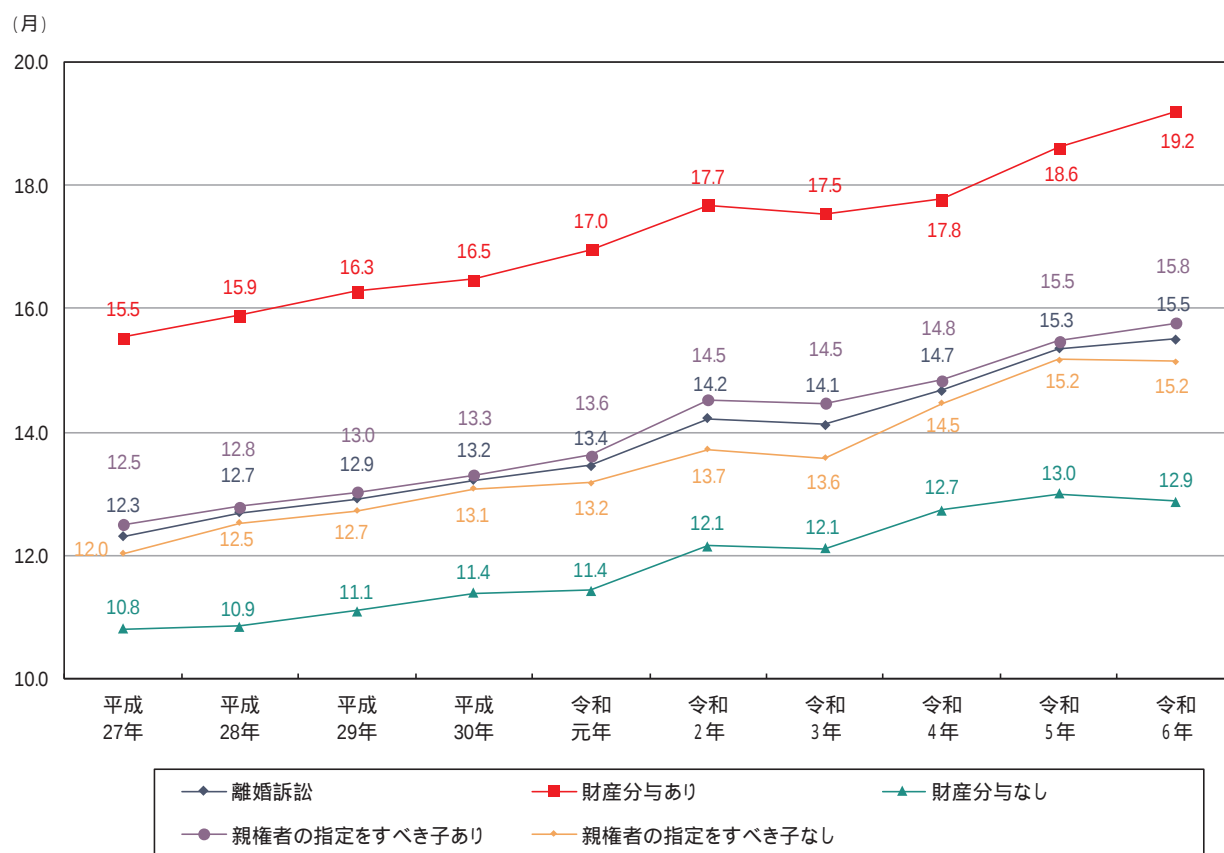
なお、財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の平均審理期間は、【図 14】のとおり、判決による場合の方が和解による場合よりおおむね 5 か月程度長くなる傾向が見られる。

【図 14】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける終局区分別平均審理期間の推移



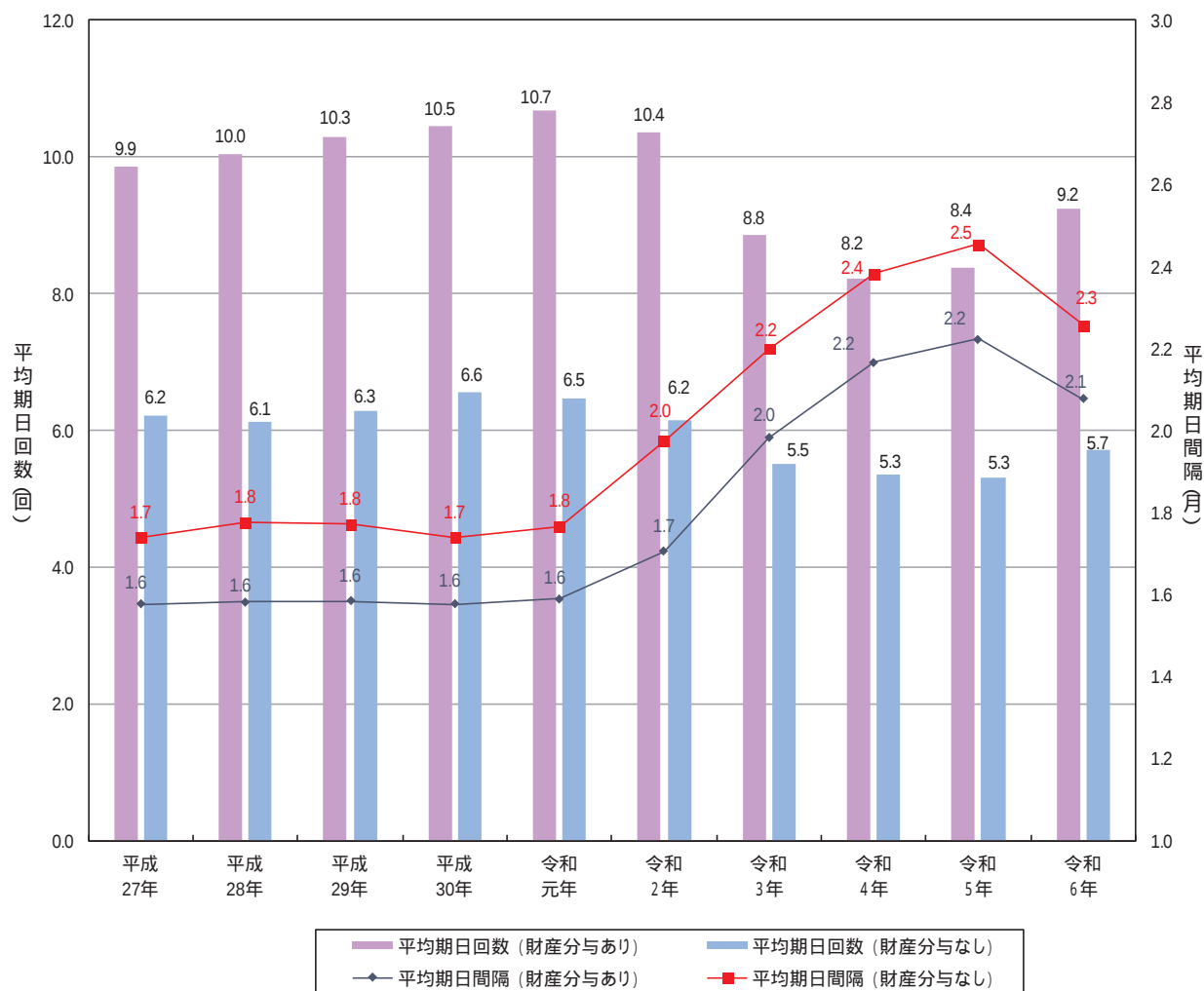
離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与申立ての有無別平均審理期間の推移は、【図15】のとおりである。離婚の訴えのうち親権者の指定をすべき子がいる事件の平均審理期間は、ここ数年、親権者の指定をすべき子がない離婚事件の平均審理期間を上回っているが、その差は1か月に満たず、それほど大きくはないのに対し、財産分与の申立てがある離婚事件の平均審理期間は、同申立てがない離婚事件の平均審理期間を一貫して上回っており、ここ数年は、おおむね5、6か月ほど長くなる傾向が見られる。

【図15】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与申立ての有無別平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける財産分与申立ての有無別平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図16】のとおりである。平均期日回数については、財産分与の申立てがある離婚事件が同申立てがない離婚事件を上回っており、ここ数年は、おおむね3回ほど多くなる傾向が見られるのに対し、平均期日間隔については、財産分与の申立てがある離婚事件の方が同申立てがない離婚事件よりも短く、ここ数年は、おおむね0.2か月ほど短くなる傾向が見られる³。

【図16】 離婚の訴えにおける財産分与申立ての有無別平均期日回数及び平均期日間隔の推移



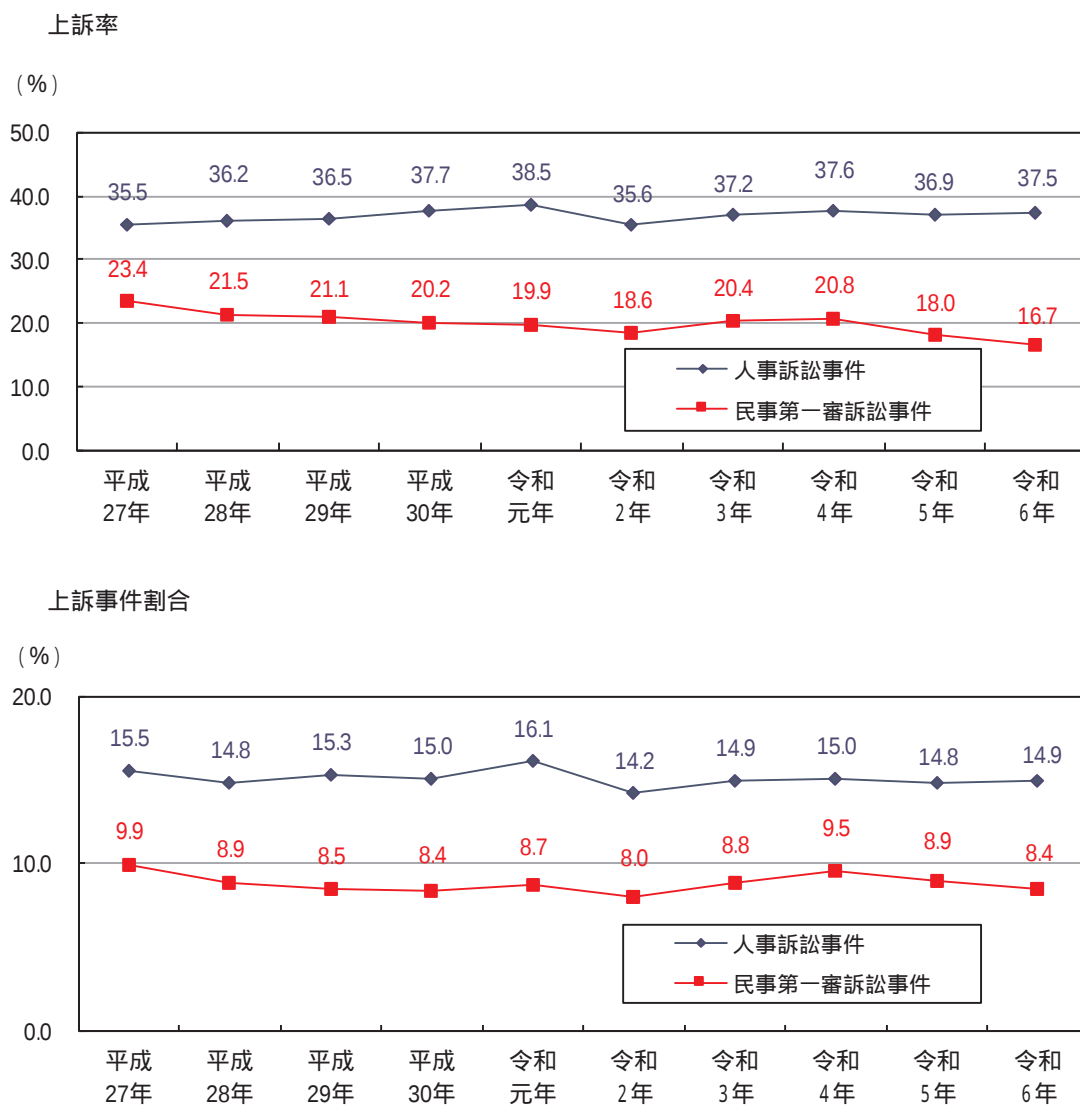
平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
端数処理の関係で、表示された数値が同一となることもある。

³ 財産分与の申立てがある事件の方が同申立てがない事件よりも平均期日間隔が短い傾向にある理由としては、同申立てのある事件は、同申立てのない事件よりも、当事者双方に訴訟代理人が選任されている割合が高いところ（〔表 13〕参照）、訴訟代理人が選任されていない場合には、選任されている場合よりも、期日間における準備に時間がかかることも一因ではないかと推測される。

○ 上訴に関する状況

上訴率⁴及び上訴事件割合⁵は【図17】のとおりである。民事第一審訴訟事件に比べ、いずれも高水準である。

【図17】 上訴率及び上訴事件割合の推移
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)



⁴ 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

⁵ 上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

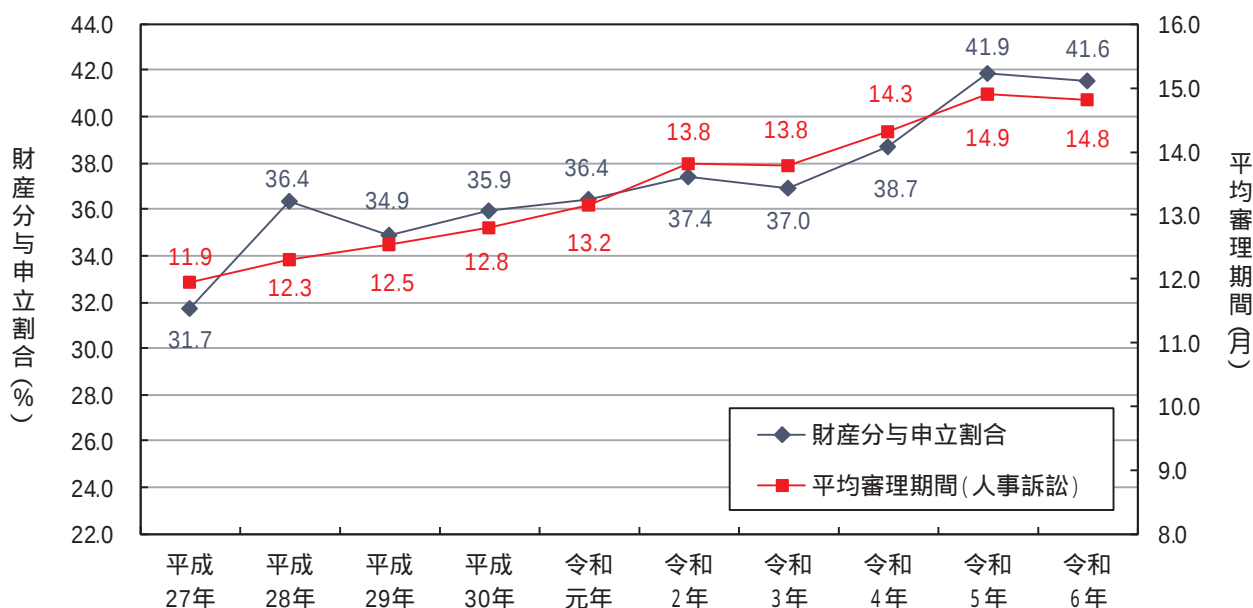
2.2

審理期間の長期化傾向に関する分析

【図18】からは、既済事件に占める財産分与の申立てがある離婚事件の割合が長期的に増加傾向にあることとおおむね対応する形で、人事訴訟の平均審理期間が長期化する傾向にあることが読み取れることから、財産分与の申立てがある離婚事件の増加が人事訴訟全体の平均審理期間を押し上げている原因の一つであると推測される。この人事訴訟の平均審理期間の長期化に関しては、財産分与の申立てがある離婚事件について、資料収集をめぐって審理が難航しがちであることのほか、離婚原因について、必ずしも事案の結論には結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等が指摘されている。財産分与の申立てがある離婚事件の割合については、今後も推移を見ていく必要がある。また、この財産分与の申立てがある離婚事件については【表6】、【表13】及び【図19】のとおり、訴訟代理人が選任された事件の割合が人事訴訟全体と比べても高く、事件の困難さを示唆しているとも考えられる。

人事訴訟において、いわゆる欠席判決⁶により終局する場合でも証拠調べが必要であることが、民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が長くなる要因の一つであるとの指摘（第3回報告書分析編35頁、第5回報告書概況編66頁）についても、前提事情の大きな変更はうかがわれない⁷。

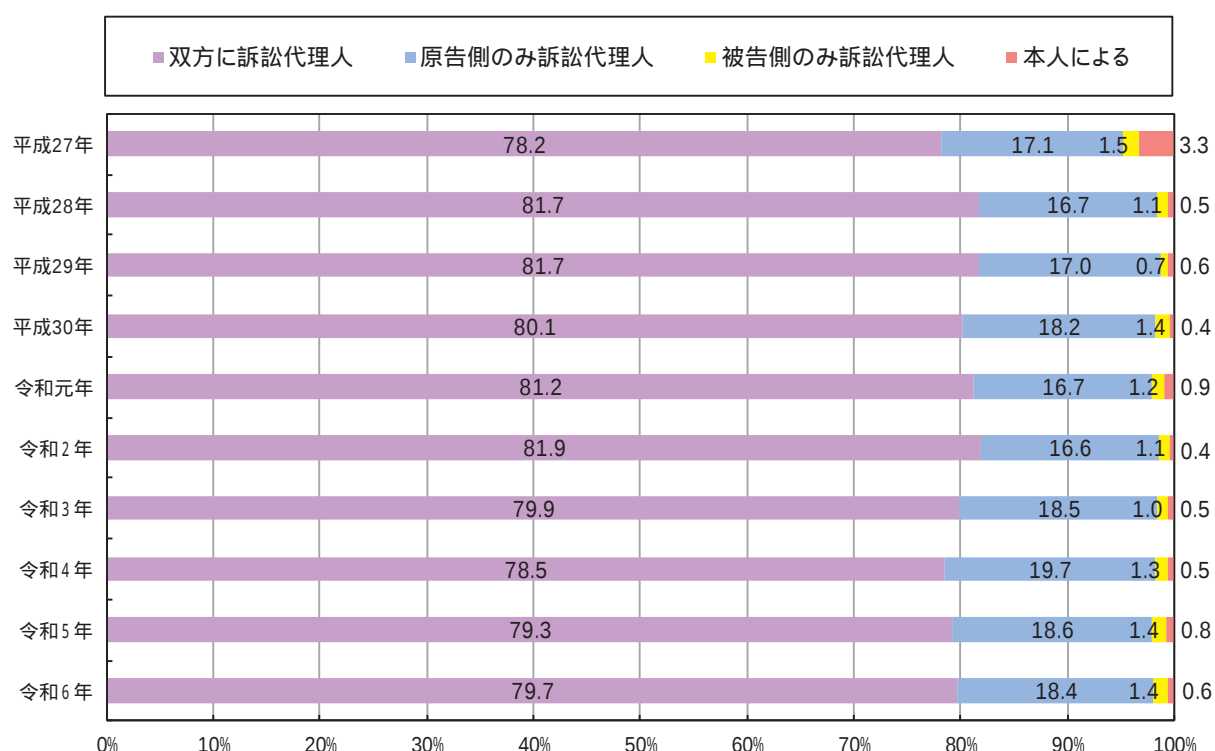
【図18】 離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合（既済事件）及び人事訴訟の平均審理期間の推移



⁶ ここでいう欠席判決とは、適式な呼出し（公示送達による呼出しを含む。）がされたが、被告が、答弁書その他の準備書面を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかった場合にされる判決という意味である。

⁷ もっとも、公示送達による場合や、調停の経過等から被告の出頭が見込まれない場合に、第1回口頭弁論期日において必要な証拠調べが行われるよう、原告代理人弁護士に準備等を求める運用も行われており（小河原寧編著「人事訴訟の審理と実情」〔第2版〕22頁、23頁）、欠席判決においても証拠調べを要することが審理期間に与える影響は限定的なものと思われる。

【図19】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける訴訟代理人選任状況の推移(人事訴訟)

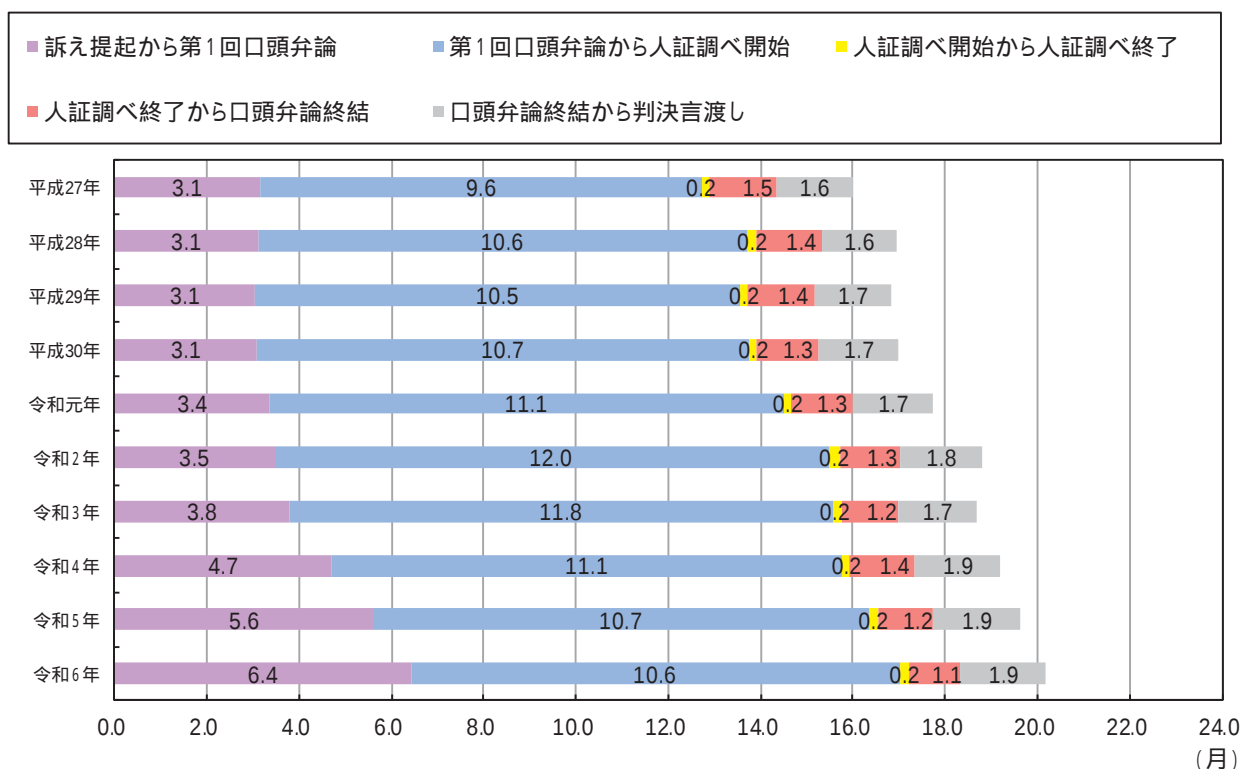


また、【図20】及び【図20】のとおり、人証調べを実施して対席判決で終局した事件（全体及び財産分与の申立てがある離婚事件の双方）において、合計の平均審理期間の長期化が、主として、訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間の長期化に加え⁸、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間、すなわち争点整理に費やされる期間の長期化によって生じていることが読み取れる。

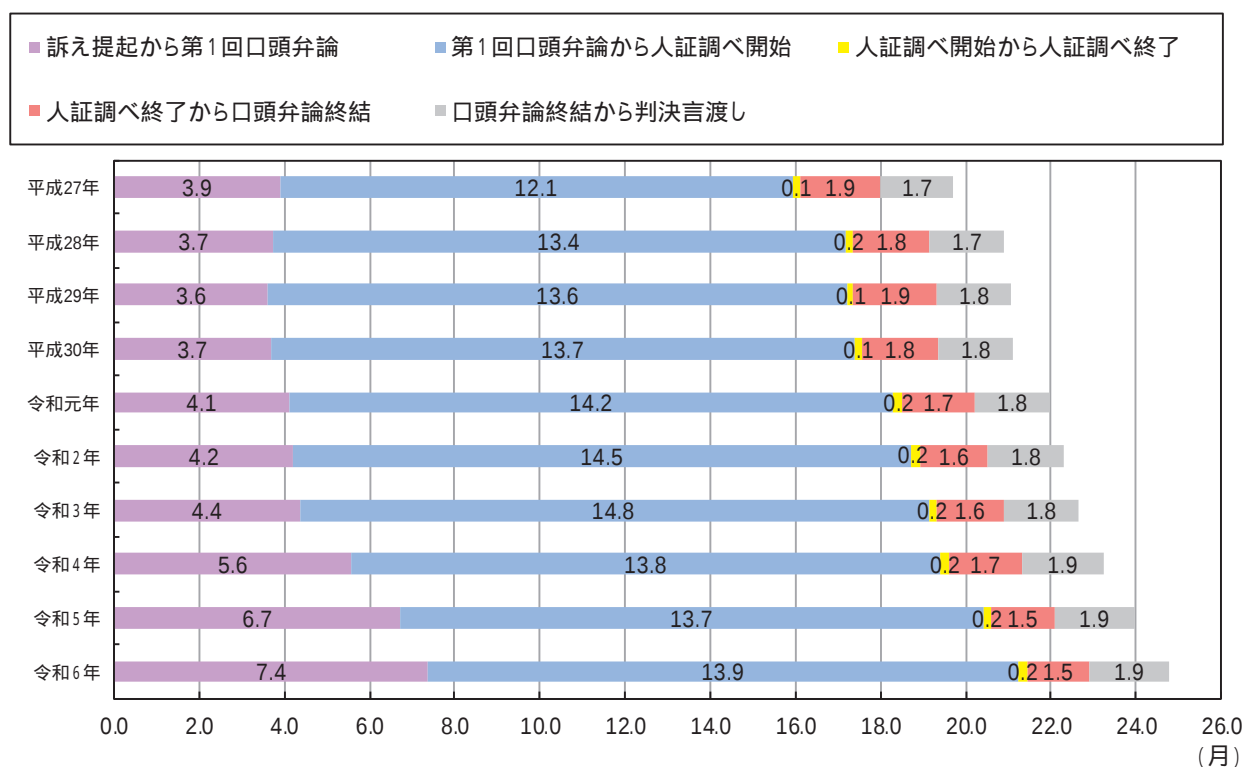
人事訴訟におけるこうした争点整理期間の長期化に関しては、従前から、例えば、財産分与の申立てがある離婚事件については、対象財産に係る資料を保有する側において、感情的反発等の理由からその提出を拒否するために、反対当事者が多数の調査囑託の申立てを行ったり、基準時（別居時）の前後における預金の無断引き出し等に関し、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、また、離婚原因については、「婚姻を継続し難い重大な事由」（民法770条1項5号）が抽象的な要件であることもあって、感情的な思い入れの強い当事者間で、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等の指摘がされていたが（第6回報告書187頁、第9回報告書194頁、第10回報告書221頁）この点についても大幅な事情の変更はうかがわれない。

⁸ 訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間が長期化している要因としては、一部の家庭裁判所において、調停段階において当事者双方に訴訟代理人が選任されており、訴訟においても選任される予定がある場合には、事案によって、第1回目の期日として口頭弁論ではなく弁論準備手続等の期日を指定し、早期に実質的な審理に入れるように工夫していることも一因ではないかと推測される。このようにして長期化した期間も含めて、争点整理に費やされる期間といえる（第10回報告書216頁参照）。

【図20】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移
(人事訴訟)



【図20】 財産分与の申立てがある離婚の訴えのうち人証調べを実施して対席判決で終局した事件
における手続段階別平均期間の推移(人事訴訟)



3 家事事件及び人事訴訟事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

家事調停事件については、平均審理期間が令和5年に一部の事件類型においてやや短縮したものの近年は緩やかな長期化傾向にあり、人事訴訟事件については、新受件数が一貫して減少傾向（令和3年を除く。）にある一方で、平均審理期間は長期化が継続している。

こうした状況の中、第10回報告書において、家事調停事件については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に各家庭裁判所において開始された調停運営改善の取組として、紛争解決に必要な情報を整理し当事者の主体的な紛争解決意欲を高めるための働き掛けを行うという側面をも重視したメリハリのある事情聴取・調整、調停期日の時間の目安や一定の事件類型における期日回数の目安の設定、調停の進捗状況等に関する調停委員会と当事者・代理人との認識共有化などの取組が確認され、一定の成果を上げつつあると評価がされたが、他方で、個別の取組の趣旨・目的に立ち返り効果検証と不断の改善を図っていくことが重要である旨指摘された。また、人事訴訟事件については、財産分与の審理や離婚原因をめぐる主張立証の長期化の背景として、当事者間の感情のもつれがあること、時機に後れた攻撃防御方法の却下の規定が適用されないことなどが挙げられ、その克服策の一つとして、標準的な審理モデル等を整備し裁判所と弁護士会との間で共有することの有用性などが指摘された。

今回の検証では、令和6年5月に、平均審理期間が近年短縮傾向にある大規模家庭裁判所1庁及び同裁判所に対応する単位弁護士会所属の弁護士に対して、同年10月には、平均審理期間が近年やや長期化傾向にある中規模家庭裁判所1庁及び同裁判所に対応する単位弁護士会所属の弁護士に対して、それぞれ実情調査を実施し¹、家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題（ウェブ会議等の活用、家事調停事件の期日間隔の短縮に向けた取組等の状況、効果、課題及びその克服策等）、人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題（人事訴訟事件の審理の現状、合理的かつ効果的な争点整理等の実現に向けた工夫例等）について、裁判官、調停委員、弁護士から意見を聴取した。

実情調査の結果の要点は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

（1）家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題

ア ウェブ会議等の活用

裁判所の側からは、令和4年10月にウェブ会議の利用が可能となった大規模家庭裁判所から、代理人選任事案では、不相当な事情がない限り、事件類型を問わず、初回期日を含め、適宜ウェブ会議を実施しており、特にDV事案等では積極的にウェブ会議を提案している、本人事案では、非公開性の担保を慎重に見極めつつ、ウェブ会議も徐々に実施し始めており、今後はより積極的な活用が見込まれる、

代理人選任事案及び本人事案のいずれにおいても、対面での調整を試みる必要性が高い場合には出頭してもらうよう要請することがある、といった実情が紹介された。令和6年2月にウェブ会議の利用が可能となった中規模家庭裁判所からは、これまでのところ専ら代理人選任事案で利用がなされてきたが、今後は本人事案での利用拡大も検討しているとの実情が紹介された。また、上記両家庭裁判所いずれからも、ウェブ会議の方がより期日を調整しやすいとの実情が紹介された。

¹ 実情調査先については、庁や弁護士会の規模によって効果的な調停運営の在り方や人事訴訟における審理の在り方が異なり得ることを踏まえ、事件の個別性の影響を受けないよう、一定数の家事調停事件及び人事訴訟事件が係属し、かつ、規模の異なる2庁（大規模家庭裁判所及び中規模家庭裁判所）及びこれらの庁に対応する弁護士会を選定した。

弁護士の側からは、中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からはウェブ会議の機材数等の制約があるとの指摘がなされたものの、上記両弁護士会いずれの弁護士からも、ウェブ会議の運用自体に関してこれまで特段の支障は感じていない、ウェブ会議は電話会議と比較すると表情等も分かる上に音声も明瞭であり意思疎通がしやすい、といった意見が述べられた。

イ 家事調停事件の期日間隔の短縮に向けた取組等

家事調停事件の期日間隔の短縮に向けた取組については、これまで調停運営改善の取組の一内容として取り組んできた家庭裁判所もみられたところ、令和6年4月に最高裁判所から、この期日間隔の短縮に向けた取組について、協力庁からのヒアリング結果等を基に期日間隔長期化の原因分析や期日間隔短縮に向けて考えられる方策等を紹介した参考資料が送付され、これを契機として、全国の家庭裁判所においてその取組の検討と実践が広く進められており、裁判所の側からは、それぞれ進展状況に応じた取組が紹介された。従前から取組を進めていた大規模家庭裁判所からは、調停の時間枠を1枠90分、午前1枠・午後2枠の1日3枠制を基本としているところ、期日間隔は、次回期日までの検討・準備の必要性等に応じて設定しており、関係者が多いために期日が入りにくいことが多いものの、調停室が一杯となるために期日が入らないことはない、次回期日候補日の提示の際の工夫（手元の候補日シートに1か月以内の候補日を掲載）、係間での調停室の融通、繁忙な調停委員同士の組合せを避けて指定する工夫等の改善策を講じている、遺産分割事件について2期日指定（次回期日のみならず次々回期日を指定しておくこと）を原則化する取組により、おおむね1か月毎に期日指定ができ、期日間隔の短縮効果を感じており、今後は他の事件でも積極的に活用する方策を検討している、婚姻費用・養育費等の事件については、3回程度の期日での早期解決を目指すようにしている、といった取組が紹介された。令和6年4月後に取組を開始した中規模家庭裁判所からは、次回期日候補日のシートに記載する候補日を2週間後から1か月半後までとし、その範囲内で期日が調整できない場合には、評議等による事情の確認、ウェブ会議等の代替手段による上記範囲内での期日指定の提案、2期日分をまとめて指定するなどの対応を行っている、特定の調停委員に事件が集中することのないよう担当件数を管理するといった取組や、大規模家庭裁判所における上記と同旨の取組が紹介された。

他方で、弁護士の側からは、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から、日程調整の際に、裁判所から示される候補日が1か月より先であることが多く、場合によっては2、3か月先の期日になることもあり、期日間隔が長すぎると感じるものが多く改善が必要である、その要因として担当曜日が固定されていることがあると思われ、事件の担当係制を流動的にする方策や通常の時間枠とは別の時間帯での期日を指定するといった方策が考えられる、調停期日の所要時間や間隔が過不足ないものとなるように、代理人弁護士としては、準備事項の期限を遵守することのほか、期日間に書面を一往復することができるように書面の提出期限を設定してもらうなどの工夫をしている、といった意見等が紹介された。中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からは、期日間隔が長すぎると感じるものが少なくなく、支部の事件も含めると、期日間隔が2か月以上空く例も複数あり、短縮する必要がある、

改善策として、現状は調停期日の所要時間が長いことから目安を設けるなどしてこれを短くした上で、午後の調停期日の時間枠を現状の1枠から2枠にすることが考えられるといった意見（評議待ちのために長時間かかっている例もあったとの指摘もあった）のほか、最近では、第1回期日調整の際に、代理人弁護士の予定を柔軟に考慮し、比較的短時間でも確保できる時間帯があれば、その時間帯を活かして早期に期日指定がなされることもあるといった実情が紹介された。

ウ 事情聴取や期日運営の工夫

裁判所の側からは、上記両家庭裁判所いずれからも、事案全体の見通しや当該期日の到達点を意識して書面評議を行うほか、対面での事前評議も積極的に行い、進行方針を確認している、期日運営の各局面に応じて、中間・事後評議も活用し、争点を踏まえた進行方針等を検討・共有できるよう努めて

いる、当事者の理解を促進する工夫として、ホワイトボード（携帯可能なノート形式のものも含む）を活用して争点や検討事項の整理・視覚化を行い、認識の共有を図る事案もある、といった実情が紹介された。

弁護士の側からは、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から、ホワイトボードに争点整理の状況や経済事案における金額の算定根拠が示されていた事案では、視覚的に分かりやすくなり当事者本人の理解に資する面もあった上、代理人としても当事者本人と方針を協議する上で有用であった、といった実情が紹介された。中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からも、ホワイトボードを活用して期日の到達点等を確認した事案においてはその後の進行が明確になるとの好意見が示されたが、他方で、現状はホワイトボードの活用が限定的であるとしてその活用の拡大を求める意見のほか、争点や準備事項をメモにして当事者に交付することによって認識共有化を図ることを求める意見や、事案や争点に応じた効果的な事情聴取がされるよう調停委員の研修等を充実させることを求める意見も上がった。

エ 審判等の見通しの意識・共有・伝達

裁判所の側からは、大規模家庭裁判所から、別表第二事件等を中心に、裁判官による審判移行後の見通しについて、事案によりその確度に幅があることを前提に評議で随時共有するようにしている、当事者に対しては、調停委員を通じて又は裁判官が直接、審判移行後の見通しを事案に応じて適時に必要な範囲で説明することが多いが、結論の見通しの確度次第では、現時点の主張立証に基づく暫定的な心証であることを留保した伝え方となるように留意している、離婚調停については、早期に不成立になるものも少なくないため、人事訴訟移行後の見通し等の伝え方については事案や局面による差が大きい、といった実情が紹介された。中規模家庭裁判所からも、おおむね上記からまでと同旨の実情のほか、調停委員が見通し等を伝える際には、当事者に対し、評議を経た上での見解であることも伝えていたとの工夫が紹介された。

他方で、弁護士の側からは、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から、離婚調停時に代理人弁護士に委任しなかった当事者本人に対して、人事訴訟移行後の見通し等に関し、調停委員会から不十分又は不適切な説明がなされているものとうかがわれる例もあるとの指摘がなされた。中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からは、調停委員から示された審判の見通しと実際の審判結果が異なったことなどもあるとの指摘がなされた。

オ 関係職種間の連携、調査官関与の実情

裁判所の側からは、大規模家庭裁判所から、調停委員による担当裁判官への評議要請が重複した場合には、評議の代打制（その日に対応可能な他の係の調停担当裁判官が代わりに評議に参与するシステム）を確立しており、代わりの裁判官が一般的な進行方法や考え方を伝えることで解決に導ける事案も多い、書記官については、当事者及び調停委員との接点が多いために有益な情報が集まることが多く、こうした書記官のいわゆるハブ機能を活かすための連携を係単位で工夫しており、書記官による的確な評議の前捌きがあると同じ時間帯の調停全体の運営が円滑になる、裁判官と家裁調査官の間では、必要に応じて、個別の立会事件の期日前に進行方針や裁判官・調停委員との期日での役割分担について打ち合わせたり、調査報告書の記載内容について意見交換を行ったりするなどのほか、年に数回、裁判官・調停官と家裁調査官との意見交換会を開催して、連携と相互理解に努めている、といった実情が紹介された。中規模家庭裁判所からは、家裁調査官について、当番制（日ごとに当番調査官を割り当て、その日の期日において関与を求められる場面が発生した場合には当番調査官が対応するシステム）を採用しており、期日当日に子に関する争点が顕在化した場合等においても、他職種と適切に連携して適時に事件関与がなされているとの実情が紹介された。

弁護士の側からは、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から、家裁調査官の調査について、

丁寧な調査をしてもらっていると感じているが、もう少し当事者が調査報告書に反論する機会があった方がよいと感じることがある、といった意見等が述べられた。中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からは、調停委員に関し、研修等も充実させ法的知識等の向上を図るべきであるとの意見や、家裁調査官に関し、庁の規模から担当者が固定化し、多様性が確保されないことについての懸念が述べられた。

(2) 人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題

ア 人事訴訟事件の審理の現状

裁判所の側から、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの争点整理期間が長期化している原因について、大規模家庭裁判所からは、財産分与の審理において、具体的な根拠のない財産開示要求、多数にわたる調査嘱託の申立て、取引履歴等に基づく細かい求釈明、浪費・隠し財産や未払婚姻費用に関する細かい主張立証などがなされた場合に、その整理に時間を要していること、人証調べ前の和解協議にも時間を要する事案もあり、その要因として、感情的対立の大きさ、住宅ローン債権者との調整、和解案提示後の新たな証拠の提出などがあること、当事者の非協力的な姿勢により親権に関する家裁調査官の調査に時間を要する事案も一部にあることなどが挙げられた。中規模家庭裁判所からは、財産分与に関し、調停段階で十分に整理がなされておらず、訴訟段階になって対象財産を探す段階からスタートする事件や、離婚を争う被告が予備的に財産分与の申立てをするかに検討を要する事件があること、離婚原因に関し、ポイントを絞らず長期にわたる経過等が主張されるケースではその整理のために長期化しがちであること、和解協議に関し、当事者が、審理の上では必ずしも重視されない資料等につき協議の前提として提出を求めたり、条件面で細部においてこだわる点を小出しにしたりすることで長期化する傾向にあることなどが挙げられた。

弁護士の側からは、上記両弁護士会の弁護士いずれからも、財産分与の整理に時間がかかる事案や、当事者本人が代理人弁護士に委任することなく訴訟進行する事案については、長期化する傾向にあるとの指摘がなされた。

イ 合理的かつ効果的な争点整理等の実現に向けた工夫例等

(ア) 財産分与の審理における工夫

裁判所の側（大規模家庭裁判所）からは、財産分与の審理において、分与対象財産画定の基準時に争いがある事案において早期に合意を働き掛ける、事前に探索的な調査嘱託は採用しない旨伝えることにより不必要な調査嘱託の申立てを抑止するといった工夫が紹介されたほか、弁護士会との意見交換会において、財産分与の申立時には基準時を明らかにするとともに少なくとも申立人側の財産資料を提出するよう要望し、これらが不足している場合は直ちに補充を求める運用を開始したとの取組が紹介された。

弁護士の側から、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からも、相手方当事者が財産隠しを疑うなどして開示要求を繰り返すといった事案では、裁判官が調査嘱託先を一定限度で制限するなど毅然とした訴訟指揮が行われており、有用である旨の意見が述べられた。中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からは、調査嘱託の申立ての採用方針に関して裁判官によって大きな差があることは望ましくなく、広範に過ぎる調査嘱託の申立ては採用すべきでない、といった意見が述べられた。

(イ) 離婚原因の審理における工夫

裁判所の側から、離婚原因に関して長期にわたる経過等が主張された場合、原告側には破綻原因として特に重視する点につき特定を求め、被告側にはその点を中心に認否反論をするよう促しているとの実情や、関連性の乏しいと思われる周辺事情に関する主張立証については、不必要な反論のためだ

けに期日を重ねることを回避する訴訟指揮を行い、拡散防止を図っているとの実情が紹介された。

弁護士の側から、必ずしも事案の結論と結びつかない周辺事情についても、本人の意向に基づき代理人弁護士として主張せざるを得ない場面も多いと思われるが、そのような場合でも、期日において裁判官から当該主張の争点との関係での重要性等について示唆があれば、当該主張を深掘りせず進行するよう本人を説得しやすくなるとの実情が述べられるほか、周辺事情については主張書面には記載せず本人の陳述書に記載してもらうようにしているといった工夫も紹介された。

(ウ) 裁判所・弁護士会との間の審理方針等の共有

裁判所の側から、大規模家庭裁判所からは、当事者との間で、事案に応じて争点ごとの審理方針について協議したり、判決までの大まかな進行を確認したりしている、財産分与の審理の在り方や審理モデルに関して、弁護士会との勉強会を企画している、といった紹介がなされた。大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からも、裁判官によっては、当事者との間で、審理方針や標準的な審理の在り方について共有する試みがなされているとの実情が紹介された。

中規模家庭裁判所からは、これまで弁護士会との間で人事訴訟の審理の在り方等について協議する機会はなく、今後その方策について検討していくとの実情等が紹介された。

(エ) その他の審理の工夫

裁判所の側から、当事者双方に対して訴訟進行に関する照会書の提出を求めた上で、初回期日において、調停の経緯、反訴・附帯処分の予定、争点、和解希望を早期に確認するとともに、反訴提起等を早期に促す（大規模家庭裁判所） 令和5年12月以降に人事訴訟における争点整理手続等でも利用可能となったファイル共有等ができるアプリケーションを活用し、財産一覧表の共有、期日間の協議、準備事項等の投稿、提出期限のリマインド通知を行う、陳述書提出を求めるタイミングで尋問期日を仮決めする（大規模家庭裁判所） といった工夫例が紹介された。

4 検証検討会での議論

1 家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題について

検証検討会では、実情調査において、家事調停の期日の設定等について、事案等に応じてウェブ会議の利用が進みつつあることに好意的な意見が出されたほか、次回期日までの間隔に関しては、裁判所の側で争点や審理を意識してきめ細かな調整がなされている点を評価する意見や、次回期日の候補日につき1か月以内の日時や他の係の調停室を融通可能な日時も提示可能としたり、2期日指定をしたりすることで短縮する試みがなされている点を評価する意見が出された。また、期日終了時に調停委員会と当事者双方との間で次回期日までの準備事項等の整理をすることで、更に期日間隔の短縮が進むのではないかと意見や、様々な工夫・取組を継続した上でそれらが期日間隔の短縮等のために実効的なのかを検証していく必要があるのではないかと意見も出された。

他方で、家事調停の期日間隔については、家事調停が話し合いによる解決を目指すものであることから、短ければよいというわけではないものの、弁護士の側から、調停委員会の側から提示される次回期日が2か月以上先となる例が複数あり、期日間隔が長すぎるとして改善の必要があるとの指摘がされていることから、裁判所の側において、期日間隔に関し当事者の側と認識の隔たりがあることを踏まえ、現状の期日間隔の長期化要因が調停室の問題なのか、調停委員の問題なのかなどを的確に把握した上で、改善に向けた対応を強化することが重要ではないかとの指摘や、裁判所と弁護士会との間の意見交換会等によるコミュニケーションが必要ではないかといった指摘がされ、紛争を抱えている当事者本人にとって次回期日が2か月先に指定されるのは耐え難いことではないかといった意見も出された。

そのほか、調停において調停委員会が訴訟、審判等の見通しを伝えることについては、調停と訴訟の役割の違いを踏まえた上で、事案や当事者のニーズを見極めて行う必要があるとの指摘や、中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から調停時間が長い旨の意見が示された点については、調停委員会の評議を待つ時間が影響しているとすればその時間を短縮するような工夫も必要ではないかとの指摘や、各期日の位置付け、当該事案の争点、その日の協議予定事項等を調停委員会と当事者との間で適切に共有しつつ、調停委員がこれらを意識し整理しながら聴取等を行うことで改善が図れるのではないかと（そのような争点を意識した聴取等の在り方についての調停委員に対する研修も重要ではないか）といった指摘もなされた。

2 人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題について

人事訴訟における争点整理の在り方に関し、検証検討会では、実情調査を通じて、裁判所から、事前に探索的な調査囑託は採用しない旨伝えることにより不必要な調査囑託の申立てを抑止することや、当事者との間で、事案に応じて争点ごとの審理方針を協議したり、判決までの大まかな進行を確認したりして共有するといった広い意味での計画的な審理が行われていることを評価する意見や、人事訴訟について不慣れな代理人弁護士等も一定程度存在すると思われるところ、審理モデルの策定やこれを弁護士会と共有していくことが有効であり、また、審理の在り方等に関して弁護士会の側との認識共有が十分に図られていない場合には、家庭裁判所と弁護士会との間で定期的に協議や意見交換の場を持つことで審理の改善につながるのではないかと意見、財産一覧表等の活用につきデジタル化によって工夫がなされて更に審理が円滑になるのではないかと意見が出された。

他方で、財産分与の審理期間を短縮するためには、信頼性のある基礎資料が早期に共有されるような審理運営上の工夫や制度上の対応が必要ではないかといった意見が出された。また、人事訴訟の審理期間が毎年長期化しているところ、財産分与の審理運営の問題なのか、制度上の問題なのか、調停の段階

で何か工夫することがあるのかなど、様々な要因が考えられ、難しい面もあるが、対応策を検討していく必要があるとの指摘もなされた。そのほか、調停段階において人事訴訟を見据えてどのような審理をすべきかとの点については、話し合いによる解決を目指す調停と訴訟との性質の相違等を踏まえつつ、事案や当事者のニーズに応じて適切な審理運営の在り方を検討する必要があるといった意見が出された。

5 今後に向けての検討

1 家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題について

実情調査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に各家庭裁判所において開始された調停運営改善の取組が、各家庭裁判所において一定程度浸透し、各庁の実情に応じて様々な工夫が行われていることが確認された。

調停運営改善の取組の中で、家事調停事件の期日間隔の短縮に向けた取組については、次回期日を一定期間内とするための運用ルールや候補日のツールの見直し、調停期日の時間枠について午後2枠制の導入やこれを可能とするための1回当たりの時間枠の設定、調停室の係間の融通等も含めた次回期日の柔軟な設定、2期日指定等の工夫がなされている裁判所があり、実効的な取組として評価することができる。もっとも、調停期日の間隔については、統計【図9】によれば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のピーク時（令和2年に終局した夫婦関係調整調停事件の平均期日間隔は2.1月）に比べて短縮傾向にあるとはいえ（令和6年の同平均は1.9月）、同感染拡大前の水準（令和元年の同平均は1.7月）まで短縮している状況にはない上に、実情調査では、弁護士側からは調停期日間隔の長さについて2か月以上となる例が複数あるなどの状況が紹介され、検証検討会においても改善に向けた対応を強化していくことが重要である旨の指摘がなされた。期日間隔の長期化の要因については、裁判所側・当事者側の心理的要因¹や、調停室等の利用状況、調停委員の指定状況など、各家庭裁判所の実情に応じて様々なものが考えられるところ、その長期化は、審理期間全体の長期化につながっている上に、当事者間の話し合いの機運の維持・向上といった紛争解決機能の面からも早期に改善が求められるものといえる。今回の実情調査で紹介がなされた期日間隔の短縮に向けた各種取組等について、各家庭裁判所がその情報を共有し、それぞれの長期化要因やその実情に応じて取り入れるほか、効果検証やこれを踏まえた改善を重ねるなどして、継続的に効果的な取組を進めていく必要性が高いといえる。なお、多くの家庭裁判所が期日間隔短縮に向けた取組を強化し始めた時期は令和6年の半ば頃であり、その取組の効果が統計上明らかとなるまでには一定のタイムラグがあるものと考えられるが（【図9】のとおり令和6年に終局した夫婦関係調整調停事件の平均期日間隔は前年以前の水準と大きく変わっていないところ、上記のタイムラグが関係していることも考えられる。）、今後は統計の動向等も注視しつつ、各種取組の効果検証や更なる改善につなげていくことが重要である。

また、検証検討会においては、事案や局面に応じてウェブ調停の活用が徐々に進んでいる点につき好意的な意見が示された。ウェブ調停については、出頭時に比べれば得られる情報量に一定の制約がある一方で、電話会議と比較した場合のコミュニケーションの取りやすさや、当事者の出頭の負担軽減、期日調整のしやすさといった利点も指摘されており、今後、本人確認や非公開性の担保が適切になされることを前提に、当事者本人も含めて更なる活用拡大がなされることが望ましいといえる。

そのほか、実情調査で紹介された、メリハリのある事情聴取・調整、次回期日までの準備事項等の確認・明確化等の工夫、審判等の見通しの適切な共有と伝達、調停委員会の評議の充実や関係職種間の適切な連携といった各家庭裁判所における取組は、一定程度浸透しているものと思われるが、これらは家事調停の紛争解決機能を向上させる上で有益な取組であり、今後もその効果検証や改善を重ねつつ、継続的に取組がなされる必要がある。

¹ これまでの期日間隔の長期化（特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による長期化）によって、調停委員の側や当事者（代理人弁護士）の側において、次回期日を一定期間内の範囲で調整しようとする意識や、次回期日までの間隔がある程度長くなることへの抵抗感が薄れ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が落ち着いた後も、このような意識が定着したまま期日調整等がなされてきたことが考えられる。

2 人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題について

人事訴訟の審理期間が長期化する要因として、これまでは、財産分与に関し、当事者が財産資料の任意開示に応じないことや多数の調査囑託、求釈明等がなされてその整理に時間を要すること、離婚原因に関し、周辺事情に関する主張立証の応酬が繰り返されることなどが指摘された。今回の実情調査では、財産分与に関し調査囑託の採用方針を明示して濫用的な申立てを抑止する方策や広い意味での計画的な審理を行うこと、離婚原因をめぐる周辺事情に関する主張立証の応酬について裁判官が適切に訴訟指揮をすることで長期化を避ける方策が紹介されたが、このような方策は弁護士の側からも理解を得られていることがうかがわれ、これらの訴訟指揮等が適切になされることで審理の長期化が一定程度抑止されるものと考えられる。

さらに、これまでの検証検討会において指摘されているとおり、上記のような訴訟指揮・審理の工夫等について審理モデル²として策定するなどして裁判所内で共有・承継していくとともに、これを弁護士会とも意見交換会等を通じて共有することで、当事者の訴訟活動がより効果的・効率的なものとなり、審理期間の短縮にもつながることが期待できる。一部の家庭裁判所では、離婚訴訟の審理モデルに関して弁護士会との意見交換を実施予定であることが紹介されたが、各家庭裁判所の実情に応じて、このような審理モデルの共有や審理の在り方についての意見交換等を進めていくことは、人事訴訟の審理期間の適正化に向けて必要かつ有益な取組になると考えられる。

² 審理モデルについては、東京家庭裁判所家事第6部(人事訴訟専門部)が、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の協力を得て、人事訴訟の審理の在り方に関する意見交換会を開催した上で、そこでの議論の成果を整理した「東京家裁人訴部における審理モデル」を公表している(家庭の法と裁判 51 号 129 頁、判例タイムズ 1523 号 5 頁)。